

## 竹原市総務文教委員会

令和元年6月20日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第35号 竹原市行政財産の使用料に関する条例案
- 2 議案第38号 竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案
- 3 議案第40号 令和元年度竹原市一般会計補正予算（第1号）

#### (報告案件)

- 1 竹原市行財政経営強化方針アクションプランについて
- 2 学校における働き方改革取組方針及び運動部活動の方針について
- 3 認定こども園への移行に向けた公立幼稚園の今後の取組について

#### (その他)

- 1 今後の所管事務調査について
  - (1) 次回委員会の開催について
  - (2) 閉会中の継続審査の申出について

(令和元年6月20日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
松 本 進	出 席
吉 田 基	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	岡 元 紀 行
財 政 課 長	向 井 直 毅
企 画 政 策 課 長	沖 本 太
水 道 課 長	松 岡 俊 宏
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
教育委員会教育振興課長	堀 川 ちはる
教育委員会学校教育課長	吉 本 康 隆

午前9時57分 開会

委員長（今田佳男君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第2回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、この委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、後ほど議案第35号竹原市行政財産の使用料に関する条例案、そして議案第38号竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案、それと議案第40号令和元年度竹原市一般会計補正予算について、担当から説明させていただきますので、慎重な御審議のほどをどうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） それでは、議事に入ります。

執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第35号竹原市行政財産の使用料に関する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、議案第35号竹原市行政財産の使用料に関する条例案について、議案及び議案参考資料に沿って説明をさせていただきます。

議案書49ページ、議案参考資料37ページをお開きください。

本条例案は、行政財産の有効活用を図るため、行政財産の目的外使用や個別の施設設置及び管理条例に定めのない使用についても広く使用料を徴収することができるよう、必要な事項を定めるものでございます。

提案の内容につきましては、行政財産の使用または公の施設の利用につき徴収する使用料について、必要な事項を定めるとともに使用料の額を定めるもので、使用料の額につきましては、対象となる施設の評価額を基礎として、使用する面積や期間に応じて算定をすることとし、建物を使用する場合につきましては、建物の評価額に1000分の58を乗

じて得た額と、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の評価額に1000分の33を乗じて得た額を加算した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内、また、土地を使用する場合につきましては、使用部分に相当する土地の評価額に1000分の33を乗じて得た額を加算した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内とするものでございます。

施行期日は、令和元年10月1日とするものでございます。

説明は以上となります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと質問をしてみたいと思います。

今説明があったように、行政財産の有効活用を図るといふことの提案でありました。

議案第38号では、施設の使用料がいろいろ決められているわけですがけれども、それ以外のものではないかとは思いますが、ここにある行政財産の有効活用というのは、どういったことが想定されているのかということがまず1つと。

委員長（今田佳男君） そこで。松本委員。

委員（松本 進君） そうですか。

委員長（今田佳男君） 指名はしますから、一問一答で。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） この新たな使用料条例につきましては、主には行政財産の目的外使用、先ほども説明いたしましたが、設置及び管理条例に規定のない部分、例えば申し上げますと、市役所でありますとか市民館の玄関ロビー、ホール等々で何か催しをしたいというようなケースがあった場合には、そういった使用をされる方から使用料を徴収できるというようなケースを想定いたしております。

あとは、今もう設置もしている部分もありますが、自販機を設置をされたりというような場合は、そちらからも使用料をいただくことが今後できるようになるというようなことを想定をいたしているものでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 例えばの例がロビーとかと言われて、自販機というのは営業活動に

もあると思うのですが、今までロビーでいろいろ催し物とか展示とかを含めてされて、いろんな展示内容を見ると営業活動ではないのがはっきりとありますし、自販機と違ったというのがありますから、そういった営業活動以外の分は減免といいますか無料といいますか、そういうふうな規定といいますか、それは第38号議案とかというのは規定と同じように設けるといふことなのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 委員おっしゃられますとおり、この行政財産の使用料条例につきましても減免規定というものは設けております。したがって、個別の施設、また案件ごとによって判断することにはなりますけれども、当然公的団体でありますとかそういった、要はまちづくりに資するような、そういった使用の場合は減免ができるというような規定も設けておりますので、そういった取り扱いになろうかというふうには考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 月額使用料の積算といいますか、これ参考資料の説明であります。

それで聞きたいのは、先ほど言った第38号議案でもいろいろ施設とか広さとか使用料が決定されておりますけれども、基本的にはこの月額使用料というのがいろいろ説明がありましたけれども、基本的には第38号議案の施設の考え方といいますか、それと同じような基準といいますか積算根拠といいますか、そういうふうに理解していいのかということと、使用料の推定ですけども、これを施行して実施して、今年度なり来年度以降、平年度ベースでの増収といいますか、その計画があれば聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの新たな条例につきましては、先ほどから申し上げておりますが、いわゆる目的外使用とか、あと公の施設のみならず広く行政財産を対象として、設置目的によらない使用の対価をいただくというような形になります。

しかしながら、こういった算定におきましては、建物や土地の価格というものをもとに使用料を算定しておりますので、原則としては現行ある設管条例の範囲内の考え方と一緒に考えていただければと思います。

また、使用料につきましては、各施設のそういった評価額を基本に算定をいたしますので、それぞれ施設ごとに使用形態によって料金というのは変わってきますけれども、例えばを申し上げますと、市の本庁舎を例えば平米当たり使う場合で算定をいたしますと、お

おむね平米当たり、月額でいいますと大体370円程度というようなことになりまして、これは今まで料金を徴収していた実績がないので、幾らぐらいが見込めるかというような想定はできませんが、金額としては大きな金額にはならないというふうには考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他、委員の方で質疑ございませんか。よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません。今の関連で、済みませんが。

今自動販売機が2台置いてあると思うのですが、ああいうのもその対象になるということですね。その時には平米ではないと思うのですが、普通自動販売機なんかは売り上げに対してのものになるのです。うちなんかも置いているのですけれども、電気代もかかるので。そういうのは、そのような形で2台ともいただけるということでよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの条例につきましては、確かに使用料の基準というものは設けていまして、原則はそちらでやるということではございますが、第2条にも規定をいたしておりますとおり、例外規定というものを設けておりまして、そういった場合は、いわゆるこの基準によらずに徴収するということが可能となるような条例にいたしております。

当然、自動販売機につきましては場所代としていただく部分もありますし、そういった売り上げに相当して幾らかというような契約も可能にはなるというふうに思っています。それプラス電気代というものも、別個それは利用実費として徴収は、これはいわゆる条例の規定によらずそれはいただくことができますので、そういった形で合算していただくということは可能かというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） そうは言っても、今置いているということは別に入札したわけでもないで、置いていますよね。ということは、何かの理由があると思うのです。社会貢献とかなんでしょう、多分。災害時のとかも書いていますし、サンフレッチェとかも書いていますから。

ただ、それを減免でもしやるのだったら、いろんなところでの幾ら売り上げがあつてという、経費のことも含めて出していただかないといけないと思うのですが、そのあたりま

では考えていますか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かに、自動販売機につきましては、特に玄関ロビーなどは災害時の応援協定を結んだ上で設置いただいているというものと、純然たる営業活動というような形で自動販売機を設置しているケース、様々だとは思いますが。

それによって、使用料の考え方というのも変わってこようかと思えますし、当然そういった何か災害時の協定を結んでいない部分での販売目的の自動販売機設置ということになると、売り上げの実績というのは当然それはいただく必要があろうかと思えますし、そこはそれぞれ施設の管理者の権限のもとでされるものというふうに考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 是非そういう意味でやっていただかないと、よそと入札をやっているわけではないので、そのあたり厳格にお願いします。

それと、今財政健全化ということで、竹原市が厳しいということでいろんな予算もやっていますけども、必要なことだと思います。そのためには、こういった部分的に使うとか一時的に使う部分では、平米370円とかと言わずに、もう少し協力していただけるようなことでもいいのではないかなと思うのです。市民が何か使うわけではないと思うので。

そういう点では、利用者が利用した分を負担するという考え方でやっているのしょうから、もう少し高くてもいいのではないのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この使用料の積算の考え方といいますのが、もともとの国の準則的なものがあつたものを、各先行の、広島県でありますとか先行で実施している市町というものがおおむねこういった算定基準を設けているというようなことで、竹原市としてもこの算定基準に基づいて今回条例を提案させていただいておまして、これが大きく他市町の状況と変わるということになりますと、そこは整合性がなかなかとりにくくなるということで、やはり使用に基づく対価というものに余り県内で差がつくのもどうかというようなことで、今回この積算根拠を示させていただいているということで御理解をいただければというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他。



道法委員。

委員（道法知江君） 1点だけお伺いしたいのですが、これは当該建物の敷地部分ということ、建物の部分ということになるのか駐車場等も含むという理解でいいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） これは使用場所にもよるのですけれども、例えば部屋をお貸しする場合は建物の部分とそこの底地の土地の部分を合算した額で使用料を算定すると。例えば、外の駐車場であるとかそういった場合は、土地の評価額だけで算定するという、そういう違いがあるというふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他、よろしいでしょうか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 質問に該当するかどうかよくわからないけど、小学校、まだあれは普通財産になっていないでしょう。ああいうものも適用が可能になると想定できるような気がするからお尋ねするのですが、ああいう場合は今後どのようにしていこうという、ずっと課題としてあるわけで、なかなか利活用という問題は課題がいっぱいある中での対応になると思うのですが、ちょうど副市長もおられるし、やっぱり一定の時期にはそういうことを指針として出していくということも、教育財産から普通財産に利用可能にしていけるように対応しとくべきではないかなという。

それで、こういうものとの整合性というものも考えていかないと、そういうことも進めていくことが支障になっていかないし、そこら辺についてお尋ねができればと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの条例につきましては、確かに行政財産の使用に関してということで、行政財産ということであればこちらの条例に基づき、利用される場合は使用料をいただくと。

また、学校につきましては学校使用条例という形で、もう既にお部屋をお貸しする場合は個別の設置及び管理条例の中で、もう使用料の規定というのが決まっておりますので、逆にもともとある使用料条例の規定に基づき、料金はいただくというような形になろうかと思えます。

また、今遊休化している小学校跡地などにつきましては、御承知のとおりこの4月からそういった公共施設の適正化のプロジェクトチームを立ち上げて、今後の活用策について検討することといたしていますので、そちらの方で一定には利用に基づく可能性でありますとか、売却ができるのかどうかとか、そういった様々な視点で今現在検討を重ねているところがございますので、そういったところで何らかの方向性を見出していきたいというふうには考えているところがございます。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） だから、それはよくわかってはいるので、いささか時間が、検討というのか頭の隅に、昨日の話ではないけど、あるわけでしょう。ずっと課題として。いろんな視点で何とかしなくてはいけないだろうということは、議会にもそういう考え方があるとし、執行部の方にも当然いい方法があればと。

だから、副市長がおられるし、そういうことを課長の職責というのか権能の中でではなくて、もっと高度な意味で方向性を出していくことを急ぎなさいと。かなり時間がたっていると僕は思うのですが。そこを一つの話として進めてもらいたいということをお願いというのか、だから何回か一般質問でもやっているのではないのかね、これ。

だから、そこらあたりについて、副市長でも部長でもいいから、いつごろまでということ仕切るとはちょっと酷かなと思うのですが、やっぱりやっていくべきであろうという。対応のしようがないでしょう、もし仮に誰かがあそこを利活用、地域がさせていただきますと言っても、教育財産ですということでは展開ができないわけで、出てくるか出てこないかは別にして、市としての考え方を整理しとかなないといけないと思うのです。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） 先ほども財政課長が説明させていただいたのですが、さきの4月に公共財産の有効活用、あるいは適正化についてプロジェクトチームを立ち上げました。まだ具体的な成果というのは出せてはいないのですが、今具体的に個別の財産の状況等について把握、あるいは整理をさせていただいているところであります、あるいは今既存の、御案内のとおり遊休資産として学校とかいろんなところが残っているわけなんですけど、委員御指摘のとおりですが、スピード感を持って検討をしたいと思います。

なお、長年積み重なってきた課題ですので、すぐには結論というのはなかなか出すのは難しいとは思いますが、できる限りのことはやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に移ります。

次に、議案第38号竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案につきまして御説明をさせていただきます。

議案書67ページ、議案参考資料69ページをお開きください。

本改正案は、竹原市公立学校使用条例をはじめとする全13の条例において定める公共施設の利用者が負担する使用料について見直しを行うものでありますが、見直しの対象となる施設を所管する課がそれぞれ分かれておりますので、財政課で一括して提案を行うものでございます。

見直しの考え方につきましては、令和元年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられることにより、公共施設の維持管理などに係る経費について一定の増額となることから、その増額分について利用者に負担をしていただく、いわゆる受益者負担の適正化の観点から改定を行うものとあわせ、竹原市都市公園設置及び管理条例について、都市公園使用料において一部道路占用料に準じる料金設定があり、道路占用料改定の内容を、今回あわせて改定をするものでございます。

具体的な見直しの内容につきましては、議案参考資料の82ページから102ページに掲載をいたしております。

今回の改正は、都市公園使用料の一部を除きまして、消費税率の引き上げにより使用料の見直しを行うものであることから、現行の金額を1.05で除した金額に1.10を乗じ、当該算出した額の10円未満を切り捨てした額を改正案といたしているものでございます。

各条例において考え方は同じでございますので、個別の説明は省略をさせていただきますが、対象となる公共施設等を申し上げますと、学校の屋内運動場、柔剣道場、教室及び会議室、それから市道、市民館、人権センター、吉名隣保館、都市公園バンブー・ジョ

イ・ハイランド内の有料公園施設，火葬場，美術館，森川邸，道の駅たけはら，北崎旅客ターミナル，水道料，下水道使用料となります。

説明は以上となります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 基本的なものは市長がいる時に質問しましたがけれども，今日あえて確認したかったのは，消費税率が引き上げられて経費が上がるからということでしょうけれども，一つ確認を求めたいのは使用料ですから国庫への税金みたいに，税金を納めるような形での納税義務はないと思いますけど，その確認と。

もう一つは……。

委員長（今田佳男君） そこでちょっと。いいですか。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） この収入につきましては，これは竹原市そのものが納税義務者ではございませんので，国庫への納付はございません。あくまでこの使用料の改定というのは，利用と負担の適正化の観点から維持管理費の一部を利用者に御負担いただくというような観点で施設維持管理費が今回消費税率の改定によりまして増額となることから，使用料についても増額をさせていただくというような趣旨で，今回提案をさせていただいております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 要するに，普通は税金が上がるから竹原市に納める，収入としてとるわけではないから上げるのかなという思いがあったのですけれども，そうではないわけであって，ですから納税義務がないけれども，いろんな経費の負担ということでしょうけれども，私はいろんな公の施設の使用料を見て，市に入る収入というのは，今答弁でありましたような，今年度でいえば15万円なり，平年度ベースで30万円なりという増収ということだと思っております。

それで，私が本会議で聞いたのは，確かに市としては30万円なり15万円なりという収入が増えるという観点と，もう一つはここにあるいろんな文化施設，体育施設を含めて市民の健康増進とか文化とか，そういった面から考えた場合はいろんな努力をして据え置くというのか，値上げすべきではないということが，利用者から見たら負担が少しでも増

えるということはこの設置目的から見て好ましくないのではないかなという思いがあるもので、その点について副市長に見解を求めておきたいと。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） 消費税についてのお尋ねでありました。

消費税が国の制度、趣旨からいいますと少子高齢化社会ということで、これからの負担が自治体としても増えるということであるということであるのですが、この消費税はそもそも消費者が最終的な負担者であるということが想定されているということでもありますので、国の通達にもあるわけですが、そういった趣旨を踏まえて今回利用料に円滑かつ適正に添加するというので、全国の自治体と同様に条例で整備させていただくということにしておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にしたいと思うのですけれども、私は消費税そのものの課税のあり方は、国税ですからいろいろ国会で議論されて10月予定ということは承知しているのですけれども、私が特に言いたいのは、義務的に8%から10%になったからその分は納税しなくちゃいけないということでもないということは、ちょっと確認しておきました。

ですから、竹原市で決める使用料、今の8%から10%というのに便乗して、悪く言えばです、便乗して経費が増えるから上げとこうよというような提案では、やっぱりいけないのではないのかなということで、特に先ほど言った、市から見たらそれだけの収入ということを行いました。しかし、利用者から見たらこういう文化施設とか体育施設とか公共施設の設置目的から考えたら、あらゆる努力をしてそういった実質値上げしないような取組が必要ではないのか。

あとは、そういった今のいろんな市民が支払う経済状況から見ても、大した負担ではないから上げとけということでは、本来の設置目的に反するのではないかなということで、あえて副市長に考えを聞いてみたかったということで、先ほどと同じ答弁なら答弁はいいです。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） 先ほども説明させていただいたのですが、消費税の増税を今回利用料に添加させていただくということでもありますけれども、先ほど委員の御指摘のように、施設には維持管理費というのがかかっておりまして、今回利用料について添加させて

いただくのですが、その維持管理費についても我々効率的な維持管理運営を図るということで、コスト縮減を図りながら日々のコストの減というか、効率的な運営を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） その他、質疑はございますか。よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません。そしたら、今の市民の方から、今の話の便乗的にかわかりませんが、ある意味便乗なのかもわからないですけど、年間30万円いただきますよね。それと、様々ないろんなところの使用費、建物に対する維持管理費、電気代、水道代、その市の負担は30万円よりは多いと思うのですけれども、どれぐらい上がるのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 維持管理費についての御質問であります。

これも使用料の増額と同様に、前年同様の利用形態であるというのを前提として算定をいたしますと、おおむね300万円程度は維持管理費の増額になるというふうに今想定をいたしております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ということは、消費税が上がるおかげで270万円、市の財政に負担がかかるということなのですか。はい、わかりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（今田佳男君） その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に移ります。

次に、議案第40号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、6月定例会に上程をさせていただいております補正予算案について説明をさせていただきます。

お手元の補足資料、委員会資料に基づいて御説明をさせていただきますので、資料の1

ページをごらんください。

このたびの補正予算案の概要といたしましては、本年10月からの消費税及び地方消費税率の引き上げにあわせて実施する低所得者層に対する介護保険料の負担……。

委員長（今田佳男君） 財政課長、ちょっと待ってください。

これです。別に出ている。今日配っている。よろしいですか。

では、お願いします。

財政課長（向井直毅君） 済みません。このたびの補正予算案の概要といたしましては、本年10月からの消費税及び地方消費税率の引き上げにあわせて実施をいたします低所得者層に対する介護保険料の負担軽減措置に必要な経費や幼児教育・保育の無償化に伴うシステム整備に必要な経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,136万6,000円を追加し、総額を134億8,942万8,000円とするものであります。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、農林水産業費、消防費、教育費において追加計上を行うもので、その個別の具体的な内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きください。

まず、総務費、各種負担金補助金等に要する経費について、東野町社会福祉協議会補助金400万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、地域における防災機能の向上を図るため、東野町社会福祉協議会が東野地域交流センター敷地内の庭園を舗装し、防災倉庫を建設する事業を計画をいたしており、その事業費に対し補助金を交付するものであります。

財源につきましては、東野財産区が解散をする際に保有をいたしておりました現金を地域振興基金として積み立てており、同基金を歳出予算の全額に対して充当するものであります。

続きまして、中段の民生費、介護保険事業に要する経費について、介護保険特別会計繰出金1,658万9,000円の追加計上を行うものであります。

内容といたしましては、消費税及び地方消費税率の引き上げにあわせ、介護保険法施行令の一部が改正をされたことに伴い、低所得者層に対する介護保険料の負担軽減措置が拡充をされたため、その拡充部分について一般会計から繰り出しを行うものであります。

低所得者層の介護保険料の軽減につきましては、所得階層が第1段階の被保険者の軽減割合を増加させるとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第3段階までの対象者に

拡大をするものであります。

財源につきましては、国庫支出金を2分の1、県支出金を4分の1充当し、残りを一般財源とするものであります。

続きまして、下段の民生費、保育事業に要する経費について、システム整備委託料794万6,000円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、令和元年10月から実施が予定をされております幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修について、システム改修に係る経費を国の通知に基づき当初予算に計上をいたしておりましたが、その後国による制度の詳細の整理によりまして、システムの改修範囲が拡大をし、当初見込みより多くの費用が必要となり、当該予算に不足が生じたため、予算の追加が必要となったものであります。

財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額のほぼ全額に対し充当されるものであります。

続いて、4ページをお開きください。

まず、農林水産業費、農業振興対策に要する経費について、園芸作物条件整備事業補助金100万円の追加計上を行うものであります。園芸作物条件整備事業補助金につきましては、園芸産地拡大や担い手の経営高度化を図るため、耕作条件の改善を行うことを目的とし、2020広島県農林水産業チャレンジプランにおいて、重点及び推進作物として位置づけられている作物を導入するための土壌改良や排水対策等の耕作条件の改善を行う担い手に対し補助金を交付するもので、今回の対象事業は、認定新規就農者の赤坂氏が白ネギ、岡本氏が青ネギ耕作のための農地拡大に向けた遊休農地等のほ場整備を行う事業に対し補助金を交付するものであります。

財源につきましては、県支出金で歳出予算全額に対し充当されるものであります。

次に、中段の消防費、消防団運営に要する経費について、消防用備品103万1,000円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、携帯型デジタル無線機について、現在消防団本部分団長、副分団長、消防団車両、指揮車、市の庁舎に配備をいたしておりますが、災害時におけるより円滑な消防団活動に資するため、新たに消防団の各部長まで配備をいたすものでございます。

財源につきましては、宝くじコミュニティ助成金100万円を充て、残りを一般財源とするものであります。



次に、下段の教育費、学校運営に要する経費について、学校用備品80万円の追加計上を行うものであります。

内容といたしましては、このたび不登校等児童生徒支援指定校に市内の小・中、義務教育学校のうち東野小学校及び忠海小学校の2校が指定されたことに伴い、学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化充実を図るため、不登校児童生徒への個に応じた支援を行うスペシャルサポートルームを指定校内に設置するものであります。

この指定を受けた学校には、加配職員が教育コーディネーターとして配置され、この教育コーディネーターを中心に不登校等児童生徒の状況に適した多様な学びを提供するなど、不登校等児童生徒への支援の充実を図るものであります。

財源につきましては、県支出金を歳出予算額の全額に対し充当されるものであります。

以上が歳出予算案の内容となります。

済みません。1ページにお戻りください。

歳入の説明でございます。

こちらにつきましては、歳出の説明に合わせて特定財源については触れさせていただきましたので、歳入の個別の内容については説明を省略させていただきますが、財政調整基金繰入金を419万円増額し、最終的な収支の均衡を図っております。

以上が一般会計補正予算の説明でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

山元委員。

委員（山元経穂君） 一般会計の東野町社会福祉協議会補助金なのですが、これは防災倉庫建築等事業に対し補助金を交付するというところで、防災倉庫を地域の方がつくられるということはいいことではあると思うのですが、これは場所って地域交流センター、旧東野公民館であることで、まず間違いはないですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） はい、間違いございません。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 昨年7月豪雨の時に、この旧東野公民館ですか、水没したわけです。そこへ防災倉庫を建てるということに関しては、普通に考えたらまた同じようなリスクを伴うとは思いますが、その辺の例えばかさ上げとか、浸水が来ても大丈夫とかそう

いうところの改善策というか対処についてはどのようになっていますか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、400万円の予算を今補助金として考えておまして、その中で例えば舗装の工事でありますとかそういった水道工事、そういったものも含めた上での400万円ということで、そういった中で防災倉庫を建てるだけではなく、周りの環境整備といいますかそういった施設の整備も実施していただくというふうにお伺いをいたしておりますので、400万円という金額の中でどの程度そこができるかということもありますけれども、一定にはそういった条件整備も含めて実施されるというふうにお伺いをいたしております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 財政課長、申しわけないです。これは財政課長に聞くような話ではないと思うので、総務企画部長もいらっしゃって防災の担当ということもありますが、今のは環境整備と言われても、具体的にだから、例えば去年の7月豪雨の時のような浸水が起こった時につかる可能性がある。それに対して、そのような事態にならないためにどのように対策していくかということをお聞きしているのです、その部分のところをお答えいただきたいなと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

この東野の今回の補助金のことにつきましては、冒頭財政課長が申し上げましたが、財産区が解散された際の財源を市の方へ寄附いただいて、市の方が基金へ積みまして、地元の方が御要望される形での基金の充当ということで、有効活用ということでございます。

地域の方からありましたのは、現在既存の倉庫もある中で、委員からお話ございました昨年の災害を踏まえて備品等もかなり喪失しているということがありまして、400万円のうちの大部分をおそらく舗装工事ということで、お庭があつて庭園があつたのですが、その維持管理も地元の方でままならないというのがありまして、地域交流センターの利用者の駐車場に活用する方が有効であろうというのがありました。

実際の防災倉庫をこれから購入、建てられるということで、当然地元の方も昨年の災害を踏まえての御提案でございますので、地元が主となりまして建てられたということと、各地域交流センターで非常食も含めてそういったものが配備されておりますけど、なおかつ今度は実際もう災害に遭われたところですので、スコープとかそういった物も今回補完

したいというお申し出を聞いておりますので、先ほど委員が御心配されていることも当然踏まえた上で、かさ上げ等のこともございますし、強固な倉庫を建てられようとしていると聞いておりますので、その点は私の方も再度確認いたしまして、取り扱いには十分注意をしていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（今田佳男君） その他、質疑が。

道法委員。

委員（道法知江君） 一般会計、幼児教育の無償化事業、これシステム改修ということではありますが、当初の内容とシステム改修の内容が増えたということだと思いますけども、これは本市だけが増えたのか、国からの想定される内容そのものが増えたのか教えていただきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、本市のみならず全国的な制度といえますか、国が示された制度改正に伴った改定ということで、これは竹原市のみならず全国市町全て同一のシステム改修を行うということで御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他、質疑ございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 済みません。引き続き、園芸作物の条件整備事業ですけれども、チャレンジプランということで農作物をつくられます。この方たちがつくられた販売先というのは、もちろんこの市内になるものなのか、その辺までわかりますか。そういうルートというか、ただつくるための整備事業という、農作物をつくるということが条件の整備事業なのかどうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） もちろん、この園芸作物を今以上に耕作して、より利益を上げていこうというような試みでございますので、当然それは販路も含めてということにはなるかとは思いますが。

ただし、今この事業についてはあくまでもそういった耕作条件の改善ということが目的

でございますので、その後の販路までについての補助ではないということではありますけれども、当然こちらにつきましては、今回赤坂氏、岡本氏、両氏につきまして新規就農者ということもありますので、全体的な支援策というものはまた別のところで県、市合わせてそこは支援をさせていただいているということで御理解をいただければというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） これはあくまでも農地の土壌改良に対する補助金というふうな考え方でよろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） はい、そうですね。この補助金につきましては、あくまでも土壌改良という部分での補助金ということでございます。

委員（道法知江君） わかりました。

委員長（今田佳男君） その他、質疑ございますか。

いいですよ、ほかにあれば。

道法委員。

委員（道法知江君） 不登校児童の生徒の支援事業に関してですけれども、先ほどは加配とか教育コーディネーター等が、個、1人に対応した支援するスペシャルサポートルームができるということだったのですが、サポートルームというものが果たして不登校児童にとって一番大事なところなのかどうなのか、その判断なんですけれども、不登校児童が何とか学校に来られても、保健室、まずは保健室、養護の先生たちを通してということであると思うのですけれども、これに対する東野と忠海小学校に学校用備品として80万円計上したその理由をまずお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃられましたように、この不登校児童の生徒支援というのは、あくまでこれは備品というよりも加配職員による教育コーディネーターの配置というものがメインになろうかと思えます。その教育コーディネーターが活動するに当たって、そういった活動用の机、椅子、電子機器、そういったものを整備するための備品購入ということで今回補正予算に提出させていただいておりますが、あくまでもこれは加配職員による教育コーディネーターによる、いわゆる不登校生徒児童への支援策というふうな形で御理解をいただければというふうに思っております。

委員（道法知江君） はい、いいです。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

その他、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、ここで付託議案に対する質疑を一旦保留し、議事の都合上、暫時休憩いたします。

再開は10時55分からとします。

執行部は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

午前10時47分 休憩

午前10時54分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員間討議を行います。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申し出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認め、ここから議案に関して委員間で協議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

質疑よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 僕が松本さんに聞いてもいいんですか。

委員長（今田佳男君） 委員間ですから。はい。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 松本さん、議案第38号の件なのですが、この中に13件ありますよね。13あって、水道と下水道は消費税だからそのまま預かり税ですよね。で、国に持っていくと。それ以外の部分の、松本さんが言う便乗値上げというのが30万円ぐらいあると。竹原市がもらう分です。

それは、松本さんはどうかって言われていましたけども、さっき聞いたら300万円市からの持ち出しがあるので、それを考えたら僕は使用する人からの部分でいただくという

考え方らしいので、もう少し上げてもいいのではないのかなとか思っているのです。松本さんはゼロの方がいいと思って。

やっぱりそれでもそうなんですか。市が300万円持ち出しがあつて、利用者からは30万円もらうということは270万円が市の負担ですよ。

そんな感じでもやっぱり反対みたいな感じ……。松本さんはどういう感覚なのですか。  
委員（吉田 基君） 答えないよね。付託だから。

委員長（今田佳男君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時00分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

そのほか質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認め、以上をもって付託議案に対する質疑を終結いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

11時5分に再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時03分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、順次討論、採決に入ります。

議案第35号竹原市行政財産の使用料に関する条例案を議題といたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号竹原市公立学校使用条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第38号に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

副市長は退席をお願いいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時05分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告案件に入ります。

1. 竹原市行財政経営強化方針アクションプランについて、担当課からの説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） それでは、このたび竹原市行財政経営強化方針のアクションプランの方を作成いたしましたので、その内容につきまして御説明を申し上げたいと思います。

お手元に資料として、アクションプランについてというA4の1枚物とアクションプラン本体の方が配付されていると思います。A4の1枚物で、まず御説明をさせていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

このアクションプランの策定の趣旨でございますが、第6次竹原市総合計画の推進を支える基本的な実行項目の一つといたしまして、行財政運営を推進させるために取り組むべき指針となる竹原市行財政経営強化方針、それを平成31年2月に策定したところでございます。

この方針を着実に推進するため、4つの基本方針のもと全部で44項目の実施項目を定めたアクションプランの方を取りまとめました。このアクションプランにつきましては、今後PDCAサイクルを回しながらプランの実現を図るというものでございます。

この概要でございますが、4つの基本方針を、先ほどあると申し上げましたが、まず1つ目の基本方針といたしまして、市民目線に立ったまちづくりの推進ということで、この方針のもと取組項目といたしましては、多様な機会を捉えた市民とのコミュニケーションの推進、効果的な情報発信の推進、保有する情報の積極的な公開という3つの取組項目を定めまして、そのもとに実施項目といたしまして市民との対話の機会の充実、戦略的な広報の推進、行政情報のオープンデータ化の推進ほか3項目、合わせて6項目を実施項目として定めているものでございます。

2本目の基本方針でございます行政サービスの質的向上につきましては、取組項目といたしまして行政手続の利便性の向上、信頼される市役所づくりの推進、多様な事業主体との連携と、3つの取組項目を定めまして、そのもとにわかりやすい窓口表示の推進、5Sの推進、大学及び民間企業との連携ほか4項目、合わせて全部で7つの実施項目を定めるものでございます。



3本目の基本方針となります効率的・効果的な組織の構築におきましては、組織の最適化、マネジメントの強化、ワークライフバランスの推進、業務改善の推進、多様な人材の登用、職員の意欲、能力の向上、情報共有による組織力の強化といった7つの取組項目を定めまして、そのもとに効率的・効果的な行政運営の推進に向けた組織体制の構築、マネジメント研修の実施、適正な労働時間の管理、ICTの活用による業務効率化の推進、女性の活躍推進、人材育成の推進、組織を横断する連携の強化、そのほか13項目、合わせて20項目の実施項目を定めているものでございます。

4本目の基本方針でございます持続可能な財政基盤の確立につきましては、計画的な財政運営、歳出の管理、歳入の確保といった3つの取組項目を定め、そのもとに財政収支見通しの作成、公共施設の適正化、市税収入等の確保、そのほか8項目、全部で11項目の実施項目を定めているものでございます。

(2) 推進方法といたしましては、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間といたしまして、毎年度、取組の効果などを検証し、適切な見直しを図るなど、PDCAサイクルを回しながらプランの推進を図ろうと考えております。

(3) 進捗管理等につきましては、竹原市行財政経営強化推進本部で進捗管理を行いつつ、外部を含めた多様な視点による評価と意見聴取を行い、より効果的な取組の推進を図るというものでございます。

今度は、本体の方を使って具体的な現在の取組状況みたいなものを御説明をさせていただこうと思います。

本体の方の2ページ、3ページを開いていただければと思います。

先ほど説明をいたしました基本方針ごとに目指す姿を設定をしております。その目指す姿を達成するための取組項目と実施項目を掲げております。

先ほどの実施項目で説明を申し上げた部分の全体像としまして、この2ページと3ページをごらんいただければと思います。

この実施項目のうち、アクションプランの作成と同時並行で取組を進めてきているものもございますので、そういったものを中心に先行的に着手している新たな取組などを補足で説明をさせていただこうと思います。

4ページをお開きください。

番号①の、市民との対話機会の充実でございますが、こちらにつきましては「ミライミーティング」という名称をつけまして、市長が各地域に出向いてそちらの市民と直接対話

をするという「ミライミーティング」を3月から始めております。現在6団体実施をしたところがございます。今後も定期的に取り組を進めていこうと、そのように考えております。

続いて、5ページでございますが、番号③の戦略的な広報の推進におきましては、令和元年度の実行計画、情報発信の年間計画の策定、またプレスリリースの実施方法の見直しということをご報告しておりますが、これらにつきましては既に3月に行ったところがございます。

その次の、番号④の出前講座の充実につきましても、講座メニューの見直しを行って5月の広報紙の方へ掲載を既にしております。

続きまして、6ページをごらんになっていただければと思います。

番号⑥の行政情報のオープンデータ化の推進につきましては、平成31年2月26日に研修会の方を実施しております。講師といたしましては、総務省の中国総合通信局の職員の方を招いて、オープンデータ化の取組について説明をいただいているというところがございます。

続きまして、7ページでございますが、番号⑧の分かりやすい窓口表示の推進でございますが、こちらについては新年度開始とともに英語併記された庁内案内図、また部署表示板の掲示を行うとしておりますが、これにつきましてはこのとおり3月、4月1日の組織改正にあわせて間に合うように実施をしているところがございます。

続きまして、9ページをお開きになっていただければと思います。

番号⑩の大学及び民間企業等との連携につきましては、6月3日に災害時における物資の供給に関する協定を株式会社ジュンテンドー、また生活協同組合ひろしまの方と締結をしているところがございます。

そのほかにも、今後連携先を想定しながら申し入れの準備作業といたしまして協定を締結することで相互にメリットが生じる取組などを現在整理をしているというところがございます。

続きまして、11ページをお開きください。

番号⑭の効率的・効果的な行政運営の推進に向けた組織体制の構築でございますが、これは平成31年度において新たな組織体制としております。今後は、災害からの復旧・復興体制から平時の体制への移行とかも踏まえながら、組織体制の見直しの検討を行うという予定としております。

続きまして、12ページでございます。

番号⑯のマネジメントサイクルの構築につきましては、施策マネジメントといたしまして、主に平成31年度新規事業について、副市長を中心として事業執行協議という名称で進捗管理の協議を随時行っているところでございます。

続きまして、13ページでございます。

番号⑰のマネジメント研修の実施でございますが、これまでも昇任に伴いまして監督者、または管理者の研修の受講については必須という形でやってきておりましたが、それに加えまして平成31年4月22日に課長職を対象に、主に組織マネジメントの観点で研修の方を実施しているところでございます。

続きまして、14ページでございます。

番号⑱の休暇等の取得促進につきましては、これは働き方改革のことも踏まえまして、職員の休暇の取得状況の見える化を図って、見える化について6月に実施を行っているところでございます。

続きまして、15ページの番号㉒のICTの活用による業務効率化の推進につきましては、RPAの活用に限らず業務全般の改善に向けた取組といたしまして、提供業務などの見える化に向けて、現在各課に個別に説明をして、今後ヒアリングを実施していくということとしております。

続きまして、17ページをごらんください。

番号㉔の会計年度任用職員制度の導入につきましては、まず庁内で説明会を行っております。また、加えまして現在嘱託員が配置されている課に個別のヒアリングを行うなど、この導入の準備を進めているところでございます。

続きまして、19ページでございます。

番号㉖の組織を横断する連携の強化につきましては、これまでも課長職を対象にいたしまして少人数の6名前後のグループ分けをして、グループワークの方を実施しております。今後も定期的実施していく予定としております。

続きまして、21ページをごらんください。

番号㉘と㉙、両方でございます。財政収支見通しの作成、または財政運営に関する計画の策定見直しということにつきましては、昨年末に財政収支見通しをつくりまして、それに基づく財政健全化計画の方を策定をしたところでございます。今後も適宜見直しを行っていくということでございます。

続きまして、22ページでございます。

番号⑳の事務事業の選択と集中でございますが、これにつきましては新年度予算編成作業の中で既に行っていました。今後もそういった予算編成作業の中で行っていくことにあわせて、総合計画のPDCAを回す中で、しっかり選択と集中に努めていくということとしております。

続きまして、23ページの番号㉑の公共施設の適正化につきましては、これはプロジェクトチームを立ち上げて協議検討の方を開始しているところでございます。各施設の現況を調査しておりまして、その調査状況を踏まえて施設保有量の見直しに向けた検討を行っているところでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

番号㉒の、その他内部管理経費の節減につきましては、経常経費を中心に各課別に節減目標の設定を行い、節減に取り組んでいるところでございます。予算編成作業の中でシーリングを設定し、また歳出予算の圧縮も行っているところでございます。

25ページの番号㉓の受益者負担の適正化につきましては、消費税の引き上げを踏まえて、このたび使用料条例の改正案の方を上程をさせていただいているところでございます。あわせて行政財産の使用料に関する条例についても上程をさせていただいているところでございます。

以上で説明とさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今いろいろ広範囲に説明があったので、また行財政改革では一般質問でもすることになっていますので、今日は1点だけ気になるところの確認をできればさせていただきたいということで、先ほど配っていただいた資料で、アクションプランについてという1枚物がありまして、ここでは4つの基本方針と44項目の実施項目を決めたということで、その中の基本方針の3番目で、効率的・効果的な組織の構築ということが掲げられておいて、これについてなのですけれども、その中の取組項目ということでは7項目示されています。その7項目の中の一つがワークライフバランスの推進ということと、あとは、それに伴う実施項目ということで、3番目に適正な労働時間の管理というのがあります。

それで、こういう取組の項目としてそういうワークライフバランスという、私の解釈では仕事と生活の調和といいますか、これが必要だということで提起されているのではないかと思いますし、あとは次のところ申し上げたのは、それに伴って生活と仕事のバランス、調和に基づいて適正な労働時間の管理が必要だというふうに私は理解をするわけです。

それで、去年の豪雨災害の時は、緊急事態といいますか、相当な残業ということでいろいろ私も提起しました。

それと、あとは復旧・復興工事についても人が足りないというような状況のところも率直に、復旧工事の対応ということに限定しても人手不足といいますか、そういうところもありました。

ということで、ちょっとここで確認したいのは、仕事と生活の調和とか適正な労働時間の管理というのは、労働基準法でいう1日8時間、週40時間という大原則があります。ですから、基本的にはここを一遍にやるという意味ではないのでしょうかけれども、こういったことを基本に市職員の適正な労働時間の管理といいますか、そういうふうな大枠としては1日8時間、週40時間、こういった基本に基づいてそこに取り組みするような対応をするというのがこの理解、ここに書いてあるようなプランの、先ほど申し上げたところはそのように理解していいのでしょうかという大枠だけを確認させてください。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） ワークライフバランスの推進というところでございます。

資料でいいますと13ページ、番号でいいますと⑱番適正な労働時間の管理というところがこれに該当する部分であろうかと思います。

まず、時間外の勤務に関しましては通常、先ほどもおっしゃられましたように、勤務時間というものが地公法で定められているところでございます。それを超えて時間外勤務をするということは、あくまで所属長の命令のもとで時間外勤務を行っていく、これは大原則でございます。当然、その勤務が多くなる場合には、それぞれの所属長がその内容について当然吟味をいたしまして、過剰な勤務時間にならないようなところは当然適正なマネジメントというところでは進めていきたいと思っております。

その上で、業務がまだ足りないという場合にありましたら、人事または臨時職員等、こうした業務の改善の推進のための対応は進めていくようには考えております。

そして、当然この次の14ページにもございます休暇等の取得促進というものにも絡ん

でまいろうかと思えます。勤務が当然多くなりますと、心身の疲労というものもたまってまいります。そういったところでは、疲労の回復のための休暇の取得を積極的に促進をさせるというところを進めてまいり所存でございます。

そのためには、これまでは職員が休暇につきましてはそれぞれが取得をしておったのですけれども、それぞれの所属長が職員の休暇の状況というものを把握できるように、これも見える化をいたしまして、その取得状況をそれぞれの所属長が管理できるようにしていくように進めているところでございます。

こうした取組のもとで仕事、業務とプライベート、ワークライフバランスの適正化に努めてまいりたいということで目標として掲げさせていただきました。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 部長に確認したいのは、私が確認だけしたのとちょっと違ったニュアンスでここに書いてあることを述べられたというふうに思うのですが、私があえて言ったのは、去年の災害豪雨があった時の直近の対応とか、あとはそれ以後の災害復旧工事に限定した対応の問題で、職員の数が足りないよということも公にありました。

それで、やっぱりさっき言った仕事と家庭の調和とか適正な管理の問題でいえば、そう一遍にはいかないけれども、原則は先ほど言った1日8時間とか週40時間の労働基準法の原則を頭に置いて、そこで人が足りないところは増やすということになるのでしょうか、そういった適正配置に持っていくそういう方針ですよというふうに理解していいかどうかということを確認したかった。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

ワークライフバランスに関する御質問ということと、先ほど委員の方から去年の豪雨災害の話がございました。去年は歴史上まれに見る災害ということで、通常の状態ではないというのは御理解いただいていると思えます。

先ほど総務課長が、休暇等の取得促進という中で、我々としても去年の災害を踏まえまして、休暇がとりにくいと、主には夏休みもとりにくいという状況がありましたので、その夏休みの取得期間を年内いっぱいまで延ばすとかそういったこともいたしました。

ただ、それで100%休暇を取得できたかどうかというのは、なかなかできていない職員もいたというのは認識しております。そうした中を踏まえまして、適正な労働時間の管

理等、休暇等の取得促進で、先ほども御説明申し上げましたが、それぞれの状況の見える化を図るということから、長時間勤務につきましてはその是正を図りたいと。また、休暇については取得しやすい環境をといるのを目標としております。

お話ございましたように、確かに職員数が全て充足できる状態であれば、それはそれにこしたことはないと思っておりますが、それが予算の関係上とか全体的なバランスでなかなかそこに至っていないというのは、委員の方にも御理解いただいていると思しますので、その点も踏まえましての今回のアクションプランということでございますので、取組は推進してまいりたいということで御理解はいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） まず一遍に、先ほど言った8時間、40時間という労働基準の規制に一遍にというのはなかなか厳しいのでしょうかけれども、ここにせつかく掲げた仕事と生活の調和とか適正な管理という面でいえば、先ほど言った、気になるのはそういう休みをとりなさいというのは必要なのだけれども、しかしとれる環境がないとなかなか現実にはとりたくてもみんなが休んでないというたら、やっぱりとりにくいところが正直なところあるわけであって、ですからそのそういう環境整備というのか、そういう休暇がとれるような環境整備を含めた仕事と家庭の調和ということを是非取り組んでいただきたいという指摘だけにしておきたいと。

委員長（今田佳男君） 答弁よろしいですか。

委員（松本 進君） いいです。

委員長（今田佳男君） その他、ほかの方、質疑ございませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） いろいろお聞きしたいことがあるので、できる限り効率的に、個別に聞くところと総括的に聞くところと分けて質問していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

まず、方針ごとに分けて、基本方針の2ですけど、まず5S、整理、整頓、清掃、清潔、しつけの推進ということで書いてありますが、これは基礎的なことであると思ます。

これを徹底して行うのだったら、私はもう以前からも言ってますが、職員の挨拶、これも徹底して行っていきたい。何度言っても、余り言いたくはないですが、挨拶しない。私

たち議員に挨拶しないのだったらまだ、それが人間としていいかどうかということは別にしても、市民の方にも挨拶しないというのは、だったら誰の払っていただいているお金で日ごろ自分の生活を維持できているのかというところを考えたら、大変に失礼な話だと思うのです。この辺について、まずお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 5 Sの取組についてでございます。

資料でいいますと8ページ、番号⑨番になろうかと思えます。

こちらについては、委員からも基本的なことであるということでございます。しかしながら、凡事徹底という言葉もございますので、まず整理整頓、清掃、清潔、しつけ、これはこういったものを徹底することによって、市民の対応についても当然きれいな職場、利用しやすい市役所を目指すということでもありますので、こういったところは基本的なところとして徹底をしていきたい。

そして、職員の挨拶のところでございます。

こちらにつきましては、当然市民、市役所に御用があつて来られる方ですので、その対応については接遇という部分でいいますと研修というものも常々庁内、また庁外の研修施設での研修を進めているところでございます。

しかしながら、まだ委員の方から見られて十分それが徹底できていないということでございます。この部分につきましては、5 Sのしつけという部分になろうかと思えます。いらっしゃるお客様に対する対応というものは、庁内の研修の中で今後も進めてまいります。その上で、利用しやすい、よくなったなという市役所になれるような目標としての5 Sの一つとして取り組んでまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 今総務課長がいろいろ答弁してくださったのですが、今までも聞いていたら大体そういう答弁が返ってきているのですが、挨拶に関しては徹底されていないという感じがする。5 Sのことですから。ただ、これは挨拶も5 S以上に人間として必要なことだと思うのです。少なくとも、私が階段ですれ違う職員さんがいるとします。私より先に挨拶する職員さんはほぼ見たことがないです。誰かが来たら先に挨拶するような形ではないと。笑われてる方もいらっしゃいますけど、民間企業でそんなことしたら多分怒られるような話ではないかなあと思うのです。

凡事徹底って言うのだったら、まずここからやるべきではないかなあとは思いますが、



それともし5Sを徹底、それとまた5Sに戻りますが、もしこういうことを徹底したいのだったら、後の財政運営の問題とかいろんなもの、財政健全化計画の目標とか、こういうものをトイレとか壁に張るというのも一つの手ではないかなと。それが本当の凡事徹底ではないかと思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 挨拶のことから始まりまして、5Sの話ということでございます。

委員からは従前からこの挨拶の問題につきましては委員会とか別の機会、個人的にお話しする中でもいろいろ伺っております。その都度私が申しておりますのは、1人の職員がそういった態度になりますと、市役所全体がそう見られるというのは常日ごろからありますし、それは職員の方にも周知徹底というのが一番と思っております。

人間として常識ある行動、8ページの番号⑨番の上の四角囲いでもありますように、良識ある行動の徹底というのがありますので、その点も踏まえましての今回この項目を掲げておりますので、挨拶の点につきましては、なかなか御理解できていない、また不快、不愉快な思いを市民の皆さんもお思いであれば、そこはもうおわび申し上げるしかございませんが、その点も踏まえましての徹底ということでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員（山元経穂君） 張り紙については。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 張り紙等をするかどうかというのはありますが、そこまで至る前にもっと徹底はすべきと思っておりますし、意識づけとしてのそういった効果は期待できるかもしれませんが、その点のところはまた検討の余地はあろうかと思っております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 今総務課長が言われた凡事徹底、いい言葉だと思うので、何事も凡事徹底をよろしく願いいたしたいと思います。

次に、基本方針の2で、わかりやすい窓口表示の推進という、これに取り組まれていることは非常にいいことだと思うのです。英語表記というのもあって、国際語がどうしても英語ということになるのですが、昨日実は市民課から、竹原市内に住む外国人国籍別人員

調査表というのをいただいたのですが。

一番今竹原市に多い外国人が、外国総員が216人でフィリピン人が87人、これは英語、スペイン語ということになりますが、次にベトナム人が34人、ベトナム語です。次に、ペルー人が31人、スペイン語。次に、中国の方が24人、韓国、朝鮮の方が14人ということで、この上位5つを合わせるとこれだけで87.96ということになるのです。

英語表記をする、予算の関係とかもいろいろあるとは思いますが、英語表記をするのだったら比較的竹原市に住んでいる外国人が多い言語の方の表記も考えてみて、一歩先を考えて取り組むこともよいのではないかと思います、その辺のところの御見解を伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 御指摘の窓口表示の推進についてでございます。

今回この4月より窓口表示に、これまでの日本語表記にあわせまして英語表記を加えさせていただいたところでございます。多言語化という部分でいいますと、そのほかにも利用される方の言語、そのほかもかなりあるわけでございますが、そのあたり今回看板のスペースの問題、今おっしゃるように予算的なものもあろうかと思います。そういうところで、とりあえずといいますか英語表記ということでスタートをさせていただきました。

ただ、いらっしゃるお客様の対応といたしましては、窓口の中で十分対応していきたいと思っております。その一つといたしまして、国際センター、外国語の対応できる、なかなか職員の中で言語、会話が十分でない部分についてはそういう県の国際センターの中で通訳をしていただけるような、そういう機能もございますので、そういったものも利用しながら、利用しやすい、不便のないような利用には努めてまいりたいと思います。

この表示についても、今後検討を加えるべき余地のあるものだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ありがとうございます。是非御検討の方をお願いいたします。

いろいろ対応できるということであれば、手段はいい、とにかくさっきの挨拶の話ではないですが、こられた人に不便なく対応してもらえるような、ワンストップサービスとか多分そういうことも含めてになるとは思いますが、その辺のところの御配慮をよろしく願いいたしたいと思っております。

次に、基本方針2で、一問一答ですが、これはあわせて聞いてもいいと思うのですが、基本方針2の⑫番、連携中枢都市圏における施策の推進ということがあるのですが、これ多分委員の皆さんもいろいろ思われているのではないかと思います。これは連携中枢都市圏の今までの成果と、それを踏まえて行財政経営強化方針アクションプランに載せたのかということ、今後どのような展開にしていきたいのかということと。

続いて13番、民間ノウハウの活用、これも以前から私はPPP、PFIということをお話しさせてもらっていると思うのですが、今後のこの推進、また現在推進していることについて、民間委託とか、指定管理者以外のところとかそういうところで何かあればお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） それでは、私の方から連携中枢都市圏における施策の推進のことについて御説明を申し上げたいと思います。

この連携中枢都市圏を組んでいるその目的というものがあると思いますが、中心となる自治体があって、そこに連携していくと。連携していく自治体、我々が持っている課題としては、規模が小さな自治体になればなるほどいろんな行政課題とかに対して広域的なアプローチが必要という部分もあると思います。市単体ではなかなかできないけど、広域的なアプローチだったらできるということもありますし、そういったことを通じてしっかり行政サービスの向上を図っていくということもございまして、連携していろんな観光振興とか、それこそ市単独で進めていくよりも広域的に連携して進めることでその地域の発展につながるということもございましてしょうから、そういったことをしっかり連携をしながら取り組んでいくということで、今後も進めていこうと考えております。

連携中枢都市圏については、広島市を中心にするものと呉市を中心にするもの、その2つに本市は加入しているというのですか、その組織の一員となっているわけですが、いろいろ会議があつていろんな意見交換をその年度年度ですることをしっかり話をしながら進めていくという形になっております。

我々も広域に対してこういったこともやってもらえないかということももちろん組織の中であぶり出して、広島市の方へ、また呉市の方へアプローチをしっかりとしていきたいとそうように考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 民間ノウハウ、⑬番。

企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 民間ノウハウの活用の推進でございますが、委員おっしゃるようにPFIとかPPPとかいろいろございます。そういったPFI、その事業を進める形態がそれがそぐうような大きなプロジェクトというのですか、それが今現在凍結しているというところもありまして、PFIの中にもBTOとかBOTとかBOOとかいろんな種類がありまして、どの方法で進めていけば一番効率的で効果的なPFI事業になるのかというところもありますし、そもそもそのPFIを活用する事業、どれに対応していくかというのもございます。

今後、この民間ノウハウについてはPFI、PPPというところもあるのですが、市でやるよりもアウトソーシングすることで、より市民サービスが向上したり、また効率的に進められるという部分もございますので、そういった様々な事業をしっかりと見きわめながら、この民間ノウハウについては活用を図ってまいりたいと、そのように考えております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 連携中枢都市に関してはわかりました。

もし、何か今年度もう広島圏でも呉圏でもいいのですが、今年度何かこれを取り組もうという事例でも何かもしあるのだったら例示していただきたいというのと。

民間ノウハウの活用ということで、アウトソーシングとか様々な形態があるといつて、私もそのように思います。今財政が厳しい折、特に民間の知恵とかそういうことを活用しながら効率的な、後で尋ねますが、効率的な行財政運営を進めていかなければならないということで、この辺の民間ノウハウの活用については今まで以上に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

だから、最初の中核連携の、例えば今年度何かやろうかというところがあればお聞かせください。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 今年度、特に新規として進めるというものは、どんなものがあつたかなというのはあるのですが、昨年度の予算に計上して負担金を払って、今年の2月だったか3月だったか、また始まったのが、身体に異状を来して、その身体に異状を来した状況を相談することによって救急車を呼ぶのが適正な対応なのかどうなのかというのを相談できるようなそういう窓口電話というのですか、それが2月か3月だったと思

うのですが、始まっているところでございます。

先ほども広域連携の目的として一つ申し上げた観光プロモーションの取組というのを、去年も結構やっておりますし、今年度も観光プロモーションの取組というのは取り組んでいくというふうな、それがちょっと大きなものかなと思っております。

ほかにも、この地域圏のいろんなプロモーションを行うための取組として、中枢都市圏内のツアーというのですか、広島市を発着するようなツアーとかそういったものを行ったり、いろんな広報紙で情報発信をしたり、この連携中枢都市が発行しているいろんな広報の部分がありますので、そういったものでしっかり情報発信をして、この広域的な地域の魅力を皆さんに伝えて、しっかり人を呼び込んでいこうというような取組、そういったものは継続的にずっと続けているところでございますし、今年度も取り組んでいくというような形になっております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 連携中枢都市の件に関してもわかりました。

先ほど企画政策課長が言われたように、確かに単体で取り組むっていろいろ難しいところもあるのです。連携してお互いがメリットを享受できるというのも一つの行政運営の手法であるとは思いますが、特に竹原市に有利になるようなことがあるならば、積極的にもっと活用していただきたいと思えます。

それで、今までいろいろ個別に聞いてきたのですが、項目が多くなるので、総括的に基本方針3と4のことにしてお聞きしたいと思います。

私は今回出てきたこの竹原市行財政経営強化方針アクションプラン、よくまとめられているなというような、個人的にはそういう思いを持っています。あとは、実行の部分かなとは思いますが、これ私が思うに今回2つ行財政経営強化方針アクションプランに関して思うことがありまして、特に今まで個別でも聞いてきましたけど、そっちよりもやっぱり行財政の、名前の通り行財政をいかに経営強化していくかということだと思うのです。

その中で、いろいろ読ませていただいた中で、1つ目は選択と集中ということに考えられているのではないかと。それは、人、事業とイコールになるかもしれない、人、金、そして権限です。この3つの選択と集中、効率化している、いわゆる竹原市における構造改革ということになっていくのでしようけど、もしこれが本当に進んでいけば、多分以前からいろいろ指摘なりさせていただいておりますが、財政健全化の方に対しても必ず好

影響をもたらして進んでいくと思います。

そしてもう一つ、この計画ですが、実効性と検証になるかと思っています。プランだけつくって結局は絵に描いた餅、画びょうになってしまっはしょうがないというところで、その中で情報公開ということが一つ必要だと思います。そして、そういうことを踏まえて実効性と検証、検証においては確かに先ほどからも出ているようにPDCAサイクルというようなことでもやられているのかもしれないですけど、検証の前に実効性の向上を絶えず検証していかなければならないと思うのです。

そこで、1つ目に最初に聞きたいのは、実効性の工夫というか実行力をいかに担保していくかと。2つ目に聞きたいのは、確実性のある検証、これをいかに担保していくか、この2点について総務企画部長がいいですか、お答えいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず、行財政経営ということで、アクションプランの前段の強化方針を今年の2月に策定させていただきました。その際に、6次の総合計画策定時とあわせて御説明申し上げましたけど、その際厳しい財政状況が見込まれる中で、現在の多様化、複雑化する行政課題に的確に対応していくことが必要ということでございまして、夢を語る総合計画ではありますが、持続可能な行財政運営と、その推進を支えるのが大きな課題と申しますか目標と申しますかそういったものでございました。

その中で、基本的な実行項目の一つとして位置づけたのが行財政経営強化方針、本日御説明させていただいておりますのが、具体的な実行項目を定めて、また推進していこうというのがアクションプランということでございます。

その中で、実効性と検証ということでございまして、概要の1枚物のペーパーのところ  
で推進方法進捗管理ということで定めさせていただいております。

委員からお話ございました、当然PDCAサイクル、これを回しながらで、適切な見直しを図るのは大前提でございまして、その見直し方、また進捗ということで、我々を含めまして行財政経営強化推進本部で進捗管理を行います。企画政策課長が冒頭御説明申し上げましたが、外部の視点というのも大事でございますので、このプランが絵に描いた餅にならないように、その取組は進めるべきと思っておりますし、全庁一丸となって取り組まないと、主には財政基盤、持続可能な行財政運営の柱であります財政基盤の回復と申しますか、本来の意味の健全化が図れないと思っておりますので、その点を踏まえて取り組

んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思いをします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） そうなのです。持続可能な行財政を行っていくためにどうしていくか、それが市民の当然幸福にもつながっていくことであると思いをしますし、引き続きその心意気でこの計画の実行力を保ちながら、また検証して進めていきたいと思いをします。

そして、最後にしますが、今部長もお触れになられたのですが、この1枚物のカガミの方の進捗管理状況で、外部を含めた多様な視点による評価って、この外部というのはこの外部の、こういったものを意識しているのかお聞きしたいと思いをします。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（沖本 太君） 外部の視点については、現時点で決まっているものではないのですが、この行財政経営強化方針については、先ほど部長も御説明申し上げたように、本来ならば総合計画の基本計画の中で進めていく施策を下支えする行財政運営としてこういった方針でやっていきますよという形で、これまでは一体化させておりました。

今回は、厳しい財政状況等とかもあって、しっかり行財政運営の健全化なり信頼される市役所づくりをしなければならないということで、委員が先ほど御指摘されたように、しっかり実効性が保てるものとして動けるような形でということで、2つに分けてアクションプランも策定して、そのアクションプランのもと1年間どうやっていくかというスケジュールとかもつくって、そういうスケジュール管理も行いながらしっかり進めていこうとなっているところです。

外部については、その総合計画を策定するに当たっては、やはり外部の御意見をいただきながら審議会という名称で一つの合議体をつくって、いろんな御意見をいただく中で策定をしております。そういった審議会から移行させたような組織をつくって、そういった方に我々がした内部評価を御説明をして、しっかりその評価についてチェックをしていただくとかそういった形のものがないかというようなことで、今考えているところです。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 前、財政健全化計画、去年の末ですか、それとアクションプランの前のこの行財政経営強化方針が昨年12月21日に発表された時に、外部検証という言葉が一言もなかったように思われたので、ちょっとそれでお聞きしたいと思いをしました。

私、財政健全化計画の話が出た時に、全協でもお話し申し上げたのですが、身内で評価

というのはどうしても甘くなってしまいがちなところも多分あると思うのです。今財政が厳しくて厳格にやっていかなければならないといっても、やっぱり身内だけではちょっと限界なところもあるので、是非この外部評価をするって今回カガミに書いてあるので、私はこれすごい評価してます。

是非、そのような外部の視点を持っていろいろな方に評価してもらって、この計画が実効性のあるものにしていって、検証してますますよいものにして、竹原市の今厳しい財政状況でありますし、構造改革も当然、先ほども言ったように同時に進めていかなければならないと思いますので、その辺のところを確実に進めていっていただきたいと思います。もし何かあればお聞きします。

以上です。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 外部の評価ということがありまして、あくまで客観的な評価をしていただきたいということもありまして、主観ではなく客観という判断のもとに外部視点による評価という表記にさせていただいておりますので、我々もこの評価方針もアクションプランも実効性のあるものにしていきたいということから今回策定しておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） その他、質疑ございませんか。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 済みません。質疑の途中で申しわけありません。

ただいま空調設備の方にアラーム、警報が出ました。そのため、業者の方へ連絡を今しているところでございます。その業者の方の対応として、一旦その空調を止めなさいという指示をいただいておりますので、今機械の方を止めておりますので、御承知いただければと思います。申しわけございません。

以上です。

委員長（今田佳男君） 質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時からということで、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩



午後 0時54分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

学校における働き方改革取組方針及び運動部活動の方針について、担当課からの説明を求めます。

学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 失礼します。

それでは、私からは竹原市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針とあわせて学校における働き方改革取組方針について説明をさせていただきます。

まず最初に、学校における働き方改革取組方針の策定の経緯と趣旨について少し詳しく説明をさせていただき、その後にポイントを絞って内容について簡単に説明をさせていただきます。

平成31年1月25日に中央教育審議会において、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況をつくり出すということで答申がまとめられました。

また、本日概要版の資料をお配りをさせていただきましたが、同月に文部科学省から公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが示され、その中に実効性の担保という項目で、本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は本ガイドラインを参考にしながらそれぞれにおいて所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針を策定することというふうにされております。

このことを受けて、竹原市としましても学校における働き方改革取組方針及び竹原市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針を定めましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、内容についてポイントを絞って簡単に説明をさせていただきます。

まず、平成31年度、令和元年から令和3年度末までに子どもと向かい合う時間が確保されていると感じる教員の割合を80%に、また時間外勤務時間が月45時間を超える教職員をゼロ人にするという目標を設定をいたしました。これは3ページに当たるところでございます。

戻って2ページに載せておりますが、児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じ

ている教員の割合は、平成29年度2月の時点では69.8%でしたので、これを80%以上にしたいというふうに考えております。

時間外の勤務時間が45時間という数値については、国の方針に基づき目標を設定させていただきました。月45時間だとすると、一月が4週の20日で考えると、45時間を20日で割ると1日平均2時間15分になります。昨年度から教職員の勤務状況をデータで管理するようになりましたが、今年度の時点でいうと、4月と5月に45時間を超えている教職員が、4月で約40%、5月で44%でしたので、このような状況を考えるとゼロ人にするというのは大変厳しい数値目標だと考えております。

しかしながら、国の方もそういうふうな方針を設けておりますので、竹原市としましても目標は高く持って、しっかりここに近づくように取組を進めてまいりたいというふうに思っています。

続いて、運動部活動の方針についてでございます。

こちらについても、策定の経緯と趣旨について少し詳しく説明をさせていただき、その後ポイントを絞って内容について簡単に説明をさせていただきます。

委員（大川弘雄君） 　どこ、5ページ。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 　もう一つ別の運動部活動の方針というものになります。

平成30年3月付けでスポーツ庁から出された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおいて、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインにのっとり、都道府県の運動部活動のあり方に関する方針を参考に、設置する学校に係る運動部活動の方針を作成することというふうにされております。

このことを受けて、平成30年7月付けで広島県教育委員会から運動部活動の方針が出されましたので、竹原市においても平成31年4月付けで運動部活動の方針を作成し、学校においても活動計画を作成するとともに、活動方針をホームページに掲載するように指導しているところでございます。

趣旨については、1ページの真ん中よりちょっと上の四角の中に、大きく3つの内容を書いておりますが、この3つの内容を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指したものでございます。

内容については、ざっと目次を見ていただくと、1番の適切な運営のための体制整備についてと、2番の合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、3番の適切な

休養日等の設定，5番の学校単位で参加する大会等の見直しということについて詳しく書いていますが，この今言った4番以外は，もうほぼ現在竹原市の学校においては全ておおむね適切に取り組んでいる状況でございます。ですので，今やっていることも含めてこの方針に整理をさせていただいたということになります。

4番の，生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備については，まだまだ十分ではないところもありますので，今後検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

ざっと簡単に説明させていただきました。よろしくをお願いします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは，質問したいと思います。

たまたま今日の読売新聞に，日本の教員勤務時間最長と，小中学校の事務，部活が負担ですよということを大きな見出しで一面に書いてありました。こういった先生方の長時間勤務を解決するということは，先生の健康問題の解決を図ると同時に，基本的には子どもたちの学力向上に大きく関わってくるわけですから，是非こういった早急に取り組んで改善するといえますか，必要があるというふうに思います。

それで，大枠で聞きたいというのは，先ほど説明もありましたけれども，今回は働き方改革や一つの勤務時間の上限に関する指針と，あと運動部活動の方針とか働き方改革の方針とかという2つの指針，方針ですか。1つの指針と2つの方針が出されて，それと大きく聞きたいのは3年間の期限という働き方改革の方針，3年間で取組をとということもありました。

ここで確認しておきたいのは，この3年間で取組なり2つの方針，1つの指針を実行すれば，先生方の働く時間というのは基本的に1日8時間，週40時間というのは大原則ですから，先ほど言った1つの指針なり2つの方針に取り組んでいけば，基本的にはこういった先生方も1日8時間，週40時間を超える残業は基本的には解決の方向に行くというような捉え方をしているのかどうかを大枠で聞いてみたい。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 先ほどもお話をしましたとおり，国の方針がまず月45時間という数値をベースに話をしております。もう既にこの段階でもゼロという数値は国の方も目標設定をしておりませんので，45時間という数値を目安にして設定を

しています。

やはり、御存じのとおり中学校でいえば部活動とか、授業以外でいろんな業務がございますので、全くゼロにするというのはなかなか難しいのかなあというふうには考えています。

しかしながら、1つの目安として45時間というふうに出ていますので、これが、先ほども言いましたが2時間15分、1日2時間15分というと、単純にいうと学校教職員の勤務時間が大体16時40分ですので、そこから2時間という18時40分。朝の勤務時間の前に全く出ないとしてです。それで、もう全てみんなが帰るということになります。部活動が大体必ず毎日ありますので、そういうことを含めるとゼロということは難しいということではありますが、そこに向けて取組を進めたいと、努力したいというふうに考えています。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 先ほど言ったのは、労働基準といえば全ての人、1つはその大枠としてと言っているわけなのですが、1日8時間、週40時間という大原則があって、先生方にはいろいろ学級とかの問題とか、これまで課題で長時間の残業をせざるを得ないというか、そういう実態がそこにあったわけです。

それで、今回こういう指針なり方針が出されて、私はその8時間なりそういう週40時間の原則は据えておかないと、しっかりした先生の健康管理や子どもたちの学力向上への保証といいますか、そこは不可能ではないのかなという心配をします。

それで、次はこの働き方改革の中に、先ほど今紹介があった目標です。その3年間の限定した目標の分では、長時間勤務の縮減というのは45時間が33年にはゼロにするよということで厳しいと言われましたけれども、限定して聞きたいのは、例えば長時間勤務の縮減で厳しい状況と言われるけれども、これは具体的な主な施策というのですか、これは柱はどういったことを柱にしてゼロにするよと、45時間を超える職員をゼロにするよというような柱があるのかどうか。

あとは、もう一つはこの上の、子どもたちと向き合う時間の確保ということで、気になるのは先生方がそういう感じる教員の割合というのですか、だからそこらは具体的にしっかり時間はとって、子どもたちと向き合うような時間がこれで保証できるのかなというのがあって、現在でもこの資料2ページの現状のところを見ると、アンケート調査では児童生徒と向き合う時間の確保、これができているかどうかというのが、29年度で5月に6

3. 8とか10月に76とか2月に69.8とかというので、一番高い29年10月のを見ても76%は子どもに向き合う時間を感じているよと。

それを、76.1%を80%以上、8割以上に持っていくよということで、ここで今一番ピークの分から、最大値から見れば5%弱の感じる先生を増やすということになっています。極めてこの感じるかどうかというのは、主観的なものがあるから大変心配なところで、さっき言った読売新聞のところにあったような長時間の、これは最大の原因でしょうけれども、事務の負担と部活の負担が大きな原因ですよというような見出しだと思いのです。

ですから、ここにまず焦点を当てた取組がこの3年間でどうできるかどうかというには、お金も要るし、人の配置も要るのでしょうけれども、竹原市としてどこまでやるかということであるのですけれども、実際この長時間縮減、2の項目のゼロは具体的にどういう方向なりどういう施策でやるのかどうか。

あと、子どもと向き合う時間の確保というのが、さっき言った76.1%から80%を目指しますよというのは、時間でいえばどのように捉えていいのかなというのが主観的な部分でちょっとわかりにくいので、説明をしてもらいたいと。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） まず、取組の柱については、そこにも幾らか書かせていただいています。部活動に係る教員の負担等とか業務に専念できる環境の整備とかマネジメントの確立、意識の醸成ということで、柱は4つ書かせていただきましたが、竹原市教委としまして今年度取組を進めていることの一つの事例としてお伝えをするとすると、市教委が幾らか教職員を集めての研修を年間で大体、一昨年度が59回、年間で実施をしています。

研修については当然必要なことでありますので、研修を行っているのですが、そこを整理をして、本年度研修の回数を43回、率にして27%減というふうに少しでも学校の先生方が学校にいる時間を少しでも増やしたというような取組をしたり、先ほどの部活動の指導員については、国の補助事業等もありますので、今年度何とか部活動推進員という、今つけているのは支援員、いわゆる支援員で、学校の先生をサポートするような役割の支援員なんです。今取り組んでいるのは、とにかく学校の先生が出なくていい支援員というのを考えて、今配置をするように取組を進めているところでございます。

まずは、そういう細かいところから少しずつ取り組んでいきたいのと、あわせて学校に

においては業務改善をとにかく進めてくださいよということで、業務改善の取組を進めていただいています。学校の中に業務改善のチームみたいなものをつくっていただいて、年間数回市教委でもその代表者を集めて業務改善のそういう改善の会を持って、どんなことが削減できるのかなとか、どんなことが変えられるかな、効率化できるかなということ話をしながら取組を進めているところでございます。

委員長（今田佳男君） 今の、もう一つ児童と向き合う時間の確保、主観的にというこの判断の仕方ということが、ですよね。

委員（松本 進君） そうですね。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 主観的と言われると、これはもう本当に主観的になってしまいますが、アンケート等をとっています。アンケート等によって、教職員がまず時間ができれば向き合えるということもありますので、今何せとにかく忙しくて、もう子どもと向き合うというよりも何かしないといけないことがたくさんあったりとか。例えば、先ほど言った研修に出ようと思えば、研修に出る前にいろんなことをしないといけないので、ばたばたばたしながらということにもつながるので、そういうことも含めて業務改善も一つこれにつながるかなというふうには思っています。

確かに、主観的と言われれば主観的ですが、これが一つの指針というふうには考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 先生方の業務改善、時間短縮の分で、今日の読売新聞の分ではこれは大卒な言い方ですけども、小学校の勤務時間で授業や採点の時間は他の国と同水準だったよと。しかし、事務作業が5.2時間と、フランスの0.9時間の5倍だったよと、これは一つの書き方ですけど。ということで、その部活のこともこれに。

ですから、先ほど言った、一つは日本のいろんな課題があるのでしょうけども、日本の教員の時間が長いという中には、これは一つの見方として事務の時間が負担が大きいよと、それとあと部活の時間の負担が大きい、で先生が長時間になっているよということで、これだけではないのですけれども、一つはさっき私も部活の問題なんかで以前も質問したことがあって、先生が外れて指導員というか、その分では金額をちょっとはつきり覚えていませんけれども、二千数百万円あればそこにその指導員とか。先生が抜けて指導員で部活ができるよということがあったりしました。

ということで、あとは事務の削減というその具体的な取組は、これ見た限りではないような感じで、ちょっと心配なところなのです。そこはどうなのですか。やっぱり部活は、さっき言った、今いろいろ先生が抜けた取組をするよということもこの3年間、例えばこの3年間にその先生が部活から抜けるような取組で、予算がこれだけあればできるよというような計画が要るのではないかなというふうに思うのです。事務の方についても削減についても、どういうふうになれば先生がその事務が削減できるか、どういうふうに人の配置とか要るのではないのかというのが、具体的だと思うのですが、そこらはその3年間での具体化、計画実施というのがあれば教えてほしい。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） まず、部活動については、先ほどもちょっとお話をしましたが、取組を始めさせていただいています。大変悩ましいのですが、この部活動の支援員については大変な責任を負っていただくことになります。そういう意味では、人材の確保ということについて大変苦慮しています。こんなことをしたいけど、そういうふうに協力してくださる方がおられますかというふうに学校に聞いても、なかなか全ての方がこれに合致しないということもありますので、県の方にそういう人材バンク等をつくらせていただいて派遣していただくということはできませんかという話も並行して進めております。少しでも人材確保に向けて人材を探していくということもあります。

それから、事務についてはいろんな事務があって、本当に細かい事務からいうと、一つの小さい取組なのですが、今学校に要請をする内容が各部署から大変たくさんあるのです。例えば、人権作文を出してくださいよ、交通安全ポスターを出してくださいよ、習字を出してくださいよという応募が大変たくさんあります。それにあわせて、例えばそういう案内があったらこれを子どもに全て配ってくださいね、1人ずつ全部配ってくださいねというようなこともあるのですが、こういうことも文科省の方からこのことについても配慮してくださいよというお願いの文章が各省庁に出ています。

そういうこともあわせてお伝えをしながら、例えばどうしても子どもたちに配らなきゃいけない文書については、印刷をしていただいて、小分けにさせていただいて学校に渡してくださいとか。とにかく、学校の先生が枚数をやったりしなくてもいいように、すぐそれを配ればいようにしてくださいよということです。そういうことも含めて、細かい話ですが、こういうことの積み重ねによって少しでも事務仕事が減ればなあというふうな取組を進めています。

それから、単純な事務のことについて言えば、今市内3校、スクールサポートスタッフということで事務の支援員さんを県の加配でつけていただいています。これについては、今年度も何とか県の方をお願いをしてつけていただけましたので、これも人的な補助というサポートという意味ではこういうことも活用させていただいています。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にしたいと思うのですが、先生方の長時間勤務の解決をするためには、前も私も繰り返し言っていますけども、文科省が指導しているような業務の整理です。先生が本来やらなくちゃいけない仕事は何なのかとか、あとこういった事務も含めてサポートというか、あとは地域との連携とかいろいろとあると思うのです。

ですから、それは文科省はそこを整理しなさいよというのも今まで何回も言ってきている。だから、それを整理すればあとは先生の本業は授業とその準備ということが一番基本ですから、そこがどうするかということと、あとはさっき言った事務の負担問題とか部活の問題とかということがありますから、そこはどうかというのを整理しておかないと、確かに先生がいろいろ部活で熱心にやっておられる。そこは切り離してというような、バサッとくるような言い方はまずいと思うので、さっき言った先生の本業は何なのか、あとは事務の負担、あと地域との協力ができるのは何なのかという文科省が示した業務というのか、それを整理したものがあるのかどうかを確認しておきたい。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 本日参考資料としてお配りをしております平成31年1月25日の中央教育審議会の答申内容、今松本委員がおっしゃった部分については、その概要版の2ページ、3ページに第4章として学校及び教師が担う業務の明確化、適正化というところで、一定には学校以外が担うべき業務から教師の業務だが、負担軽減が可能な業務として①から⑭に、ここで既に答申の中で示されておりますので、こうした部分等を3ページに国と教育委員会と学校の仕組みの構築についてもここで触れられておりますので、それを踏まえた形で我々については今回の指針なり方針を作成しているということで、それをあえて細かく書くということではなくて、ここに示されていることについては当然のこととして認識をした中で行動していくということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

委員（松本 進君） いいです。



委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございますか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません。こちらの運動部活動ですけれども、これはやはり運動部というのは永遠に残さないという考えなのではないでしょうか。運動部という部活動というのはしないといけないものなのではないでしょうか。私はそう思っていたのですけれども、だから忠海中学校なんかは全員がどれかの部に入りなさいというふうには決めていたのですけれども、それが先生の負担になるって、先生のなり手不足というレポートで今これが上がっている。昔みたいに人生を犠牲にしてまで教師をやりたいのだという人が多いのならこんなことにはならないということ。

今はそうではない時代なので、そしたら書道とか茶道とか華道とかといった部分は、もちろん走ったりはするのです。ある程度の体力向上もできるし、しつけとかいろんな面でもいいわけですから、それならそのプロがおってですよ。たたくこともない。野球とかサッカーしたらどうしても鈍臭いのがおったら殴ります。だから、今まで問題が出てきたのでしょう。

その点から、今まであったものが全てがいいという考えではなくて、もう一度全体を1から見直すような、この答申を見ても戦後の教育はよかったみたいなどころから始まっていますから、今は違うのではないですか。世界でもレベルは相当下がっていますし、予算的に見たら教育に対する予算って、先進国でいったら後ろの後ろの方ですよ、下から3番目ぐらいではないですか。だから、そういう点も全国議長会でも出てたのですけれども、やはりそういう予算等のこととか全体的な考え方というところをいかないと、今松本先生が言われたように、究極のところを突き詰めていくとそんなには時間変わらないと思います。

考え方として、先生には時間外手当はないわけですから、それを時間外何時間よって言われても、教頭なんか6時から行っているのですよ。でも、割と早い先生はもう7時前に行っています。大体6時半過ぎには皆さん登校されています。そこから計算して8時でしょう。でも、時間外という考え方がないからそれで済むので、校長も早く帰れなんて言われないではないですか、手当を払ってないのですから。

そういう、もしあれだったら松本先生言われる、僕だったらもう7時半から5時で、それ以外は時間外手当をつけますから。きちりとタイムカードを押して、仕事なら仕事でやって帰ってくださいみたいにしないと管理できないのではないですか。時間外の管理で

きないでしょう。そういう点から、もっと大きな部分で検討されるような方法はないのですか。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 部活動については、やはり今少子化の中で、今まであった全ての部活動が成り立たないという現実も起こっています。ですので、ここ数年、今年はないですが、数年前は中学校2つで1つのチームをつくってというような取組もしています。

ただ、この運動部活動については子どもにとっても大変重要なウエートを占めている、子どもにとってもです、そういう場合もあります。ですので、何がなくなって何がなくなってはいけないかという議論を今の段階ではしていませんが、その学校に応じて部活動が減ってきているのも現実です。忠海中学校は、今年サッカー部もなくなりましたので。

ですので、そういうふうに対応しているいろんなことを考えないといけない時代にはなっているというふうに思います。それはおっしゃるとおりなので、これは大きくいろんなことを考えながら少しずつ変えていかないといけないことかなあということも考えています。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） では最後に、部活動のことですけど、今聞いたのである程度わかったのですが、今クラブチームというのがあちこちにあるのです。戦後はそんなのなかったと思います。今はもう、例えば吉名クラブであったり、ああいうところでちゃんとやられています。クラブチームと学校の部活動は併用していないところが多いのです。クラブチームによっては学校の方を優先しなさいというところもあるらしいですけど、試合が一緒になりますからクラブチームの方にいくわけです。で、成り立たないということもあるので、そのあたりは考えた方がいいのではないかなあと。

何かこの間から茶道とかを見学させてもらったりするのですけども、座っとくのもしんどいし、結構歩くのもあれだし、礼儀もあるし華道、茶道とかというのは、武道もある、それもあるのかと、そういう道という道がつくのは、そういう方向の部分もいいのではないかなと思うので、違う方面で是非検討していただきたい。考えを持っていただきたいということも思っています。

以上です。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 御指摘のように、やはりクラブチーム、社会教育というかクラブの地域であるチームと兼ね合いも検討していかないといけないというのは現実だと思います。学校の部活動で補えない部分はクラブチームに入っている子もいますが、やはり現在例えばクラブチームに入りたいといっても、例えばクラブチームが三原しかないよとか遠くしかないよという競技もありますので、そうなるとやりたいけどできないというようなこともありますので、それは全てが全てそこにまだまだいけないというのが現実で、地域との兼ね合いというのは考えていかないといけないというのはあると思います。

それから、茶華道については、今竹原中学校においては部活でありますので、今実際にやっております。講師の方をお招きして大変上手にやっております、花を生けたりをするのも教育委員会の方に持ってきてもらったり、そういうこともあります。

ただ、人数が竹中の場合が多いので、そういうニーズもあったと、昔から。ですが、やはり小さいニーズの中での、ニーズが例えば1人、2人であればなかなか部活動、いろんな部活動を置くわけにいかないの、なかなかそういう面で難しいということも現在はあります。

以上です。

委員長（今田佳男君） その他。

山元委員。

委員（山元経穂君） 学校における働き方改革取組方針の4ページの方の1ですが、市費による教職員の配置というのは、先ほど松本委員や大川委員が言われたことと関連する話かもしれないのですが、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する、教員の負担を減らすことで様々な事務の職員というか、教えること以外のほかの用務をしていかないといけないとは思うのです。

それで、今運動部のことに関しては、クラブ活動等に関しては大川委員からありましたけど、ここにも括弧して書いてありますが、読書活動推進員とか生徒指導支援員とか介助員とか、今現時的に竹原市内の小学校、中学校では足りているような、そういう人材が足りているような状況かどうかというのをお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 今現在読書活動推進員は、市内で2名お願いをしています。この2名の方に学校を回っていただいている状況です。予算等の兼ね合いも

ありますので、それを見ながら今2名についてお願いをしています。

あと、それから生徒指導支援員については、今現在竹原中学校に配置をさせていただいておりますが、やはりこの方1人いる・いないで、大変生徒指導のそれぞれの先生方が担う仕事をかなり担っていただいている部分があります。例えば、この方がいろんな子どもに対して声かけをして、昼休憩なんか勉強を見ていただいたりということもしていますので、そういう部分については今まで担任とか教科担がやっていた部分を担っていただいているという面もありますので、大変ありがたいというふうに思っています。

それから、介助員についても、現在竹原市については大変手厚くつけていただいて、予算もつけていただいています。ですので、ある一定の、他市町と比べてはいけないのですが、本市は大変充実をしているというふうに考えています。確かに、人材が十分かと言われるればまだまだ不足している部分もありますが、ただこれも予算との兼ね合いですので、今現時点の予算内での部分でいえば、十分ある一定のレベルには達しているというふうに考えています。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） どうしても同じような質問の感じになるのかなあとは思うのですけれども、支援による教職員の配置ということが、子どもとまず向き合う時間が確保されていると今感じている教員というのは、これはどれぐらいおられるのか。33年度までには80%に増やすとっておられる。現実的にどうなのかなと。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 一番最新の調査等はしていないのですが、やはり経緯、ずっと数値を見ていると6割、7割というのが平均なのかなというふうには感じています。細かい調査を、今年度はしておりません。

委員長（今田佳男君） 2ページ。2ページに書いている。今最新ということになる。

委員（道法知江君） ああ、わかった。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） それで、だったら人の配置、スクールサポーター、スタッフ等の配置さえあれば子どもと向き合える時間があるのか、保証されるのかどうかということになると、それはまたはてなな部分はあると思います。なぜそうなのかと言うと、やっぱり授業の準備だとか計画とか、あるいは事務事業の見直しとか、そういうものも含めて検討していかないといけない問題ではないかなということと、だったら副担任はどういう立場な

のかなということも含めて、その辺を整理していかないといけないのではないかと思いますの  
です。その辺はどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 現在、今副担がついているのは竹中のみです。

委員長（今田佳男君） 何。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 竹原中学校だけです。だけではないですが、ほ  
ぼ竹原中学校が中心です。なかなか1クラス1人の副担がつくということが難しいのが現  
状なのですが、複数学年で1人をつけたり、いろんな工夫をしながら副担はつけて、副担  
的な立場で仕事をしていただいている方はおられます。

当然、副担に、例えば副担任の先生にこれお願いしますねということは今までもしてい  
ますけれども、現実的に、例えば副担任の先生がそれだけ負担が少ないかという、例え  
ば副担任の先生は授業数が多かったりとか、その分、ということもありますので、副担任  
に全て仕事が任せられたら楽になるよねということにはならないので、その分、例えば校  
務分掌で副担任の先生は余分に持ったりとかいろんな仕事を受け持っていますので、副担  
任にいろんなことを任せたら楽ですが、それだけはいかないというのが現状です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 授業だけではなく行事です。運動会とか様々な行事があって、その  
準備ということも相当な時間を費やすのではないかなと思うのですけれども、宿題とかの  
I Tの利用ということも今後含めて見直しをしていかないといけない問題ではないかなと思  
うのです。その点については、市内の学校としてはどのように、行事等に関する問題とい  
うのは何か起きているのかどうかというのを伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 行事の選定というのは考えていかないといけな  
いかなあという時期には来ていると思います。他市町においては、もう遠足をなくしたり  
とかというような学校行事をなくしたりというのもしていますが、今現時点で市内の学校  
ではその効果が、なくした方がいいのかあった方がいいのかなということも含めて効果的なのか  
ということも含めて、例えば今忠海学園では遠足というか小中で一緒に行く行事という意味  
では大変内容が子どもたちにとっては大変重要な位置づけになっていますので、これをな  
くすというのはなかなか難しいとか。

今まで遠足が2つあったものを一緒にやっているのは一つの業務改善だと思うのです。

吉名学園についても義務教育学校になりましたので、当然2つのものが1つになっているということも含めて、見直しができるものについては見直しを進めております。今後も見直しをしていかないといけないのが現実だと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今道法委員から運動会のことが出ましたが、どこだったか忘れてましたが、半日運動会とかたしか聞きますよね。父兄の負担がお弁当をつくらなくていいとか、雨の日も中止が早く決められるとかというのがあってやっているのですが、先生の負担も軽くなると思うのです。あの運動会の練習は相当大変みたいです。その考えは、今ないですか。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 細かいことを言うと、運動会については種目を大分変えています、今。例えば、学校によったら組体操をもうなくしたり……。

委員（大川弘雄君） わかりました。それはいいから、半日にするかしないか。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 半日というか、今種目を減したりして、時間が少し短くなるようにはしています。ただ……。

委員（大川弘雄君） 弁当つくらないと。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） それは、ちょっと今のところ校長からそういうふうなことは聞いていません。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に移ります。

次に、認定こども園への移行に向けた公立幼稚園の今後の取組について、担当課からの説明を求めます。

教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 資料を2枚配付させていただいております。まず、横長の方の資料で、竹原西幼稚園、竹原東幼稚園、大乘幼稚園閉園に向けたスケジュールという項目で説明させていただきます。

まず、学校施設跡地活用連絡調整会議ということで、庁内の意識共有を5月下旬に図りました。市議会、常任委員会での説明は本日ということにさせていただいております。

続いて、施設利用者への説明なのですが、5月下旬に使用許可で使用している各団体の代表者に現在の状況を説明申し上げました。竹原東幼稚園であれば、大石自治会と手をつなぐ育成会、竹工芸振興協会、大乘幼稚園は、大乘地区の協働のまちづくりネットワークの団体にお話をさせていただきました。

主な内容としましては、令和2年4月に竹原西幼稚園、保育所2所、竹原西保育所と中通保育所を統合してこども園を開設することに伴い、幼稚園3園を廃園とすること。その後、施設に関しては教育委員会の所管、管理から市全体の管理となっていくこと。施設は老朽化しており、耐震性がないため安全面を優先する必要がある。いろいろ手続を踏んで提示していくことになるのだけれども、まずは現在の状況をお伝えしておくということで御説明をさせていただいております。

あと、地域の関係する自治会役員さんへの説明、お話を聞きに行った上で、必要に応じて地元説明会の開催を行うかどうかを考えていきたいと思っております。8月の教育委員会議において、竹原市立幼稚園設置及び管理条例の廃止の議案上程の同意議決をいただいた上で、9月の竹原市議会定例会において竹原市立幼稚園設置及び管理条例の条例廃止の議案の上程をさせていただく予定で考えております。

認定こども園移行に向けた全体スケジュールは、もう一枚、本日ださせてもらっている資料なのですが、6月5日に民生産業委員会に社会福祉課から提出した資料のとおりでございます。認定こども園開園に向けては、社会福祉課と連携して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） ひとつ1番目に、この趣旨の①のところで、こういった廃止することで地域に説明するということが書いてあるのですが、私は大切なことは、いろんな課題を進めるに当たっては、例えば今回認定こども園の建設が進んで、この2つのものを廃止するということの説明があるのですが、その際に今現在の段階で、これは市長部局との連携が要るのでしょうかけれども、例えばこういった廃止した場合、その跡地の

活用を含めて地域住民の要望とかの跡地の活用というのですか、そこなんかは一定の整備なり、同時並行で進める必要があるのではないのかと思うのですが、今の状況はそういった経過を含めたり、地域の意見を聞いたりというのはあるのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 跡地の活用等につきましては、庁内、資産活用担当課というところもできたところなので、そういったところで連帯し、全体の活用ということで検討していくようになっていくと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が言いたかったのは、今まで忠海にしても吉名にしても、実質小中一貫校とかいろんな形はあるのですけれども、そういった今まであった小学校なりがなくなってしまうという面では、さっきの行政財産の活用という分もありましたけれども、同時進行をしないと、もし廃校するのなら廃校して、こういう理由で1カ所に統廃合しますよと。

その際に、ある施設はこういう形で地域の振興に役立てますよとかというのがないと、一旦そこで廃止となった場合、その公共施設の役割というのは、学校ならそういった教育の問題、こういった保育の問題という目的別の役割と同時に、その地域での子どもさんがいることによってのにぎわいとかいろんな行事が行われたりとかやられるわけですから、そういった地域とのそこのにぎわいというのが、一旦廃校になれば失ってしまうということで、これまでの経験では同時並行しないと、一旦廃校した場合は、後の活用がどうするのかというのが何年もかかって、実質活用が図られていない、活用できないというのが教訓ではないかと思うのです。

ですから、さっき言った、一旦こういった保育園をなくしてそのプロジェクトを立ち上げて今からやりますよということでは、ちょっと今はテンポが合わないのではないのかなというふうに思うので、ちょっと次長、そこらはどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） スケジュール感としましては、今委員がおっしゃられたとおり、廃園に向けた動き、今まだ廃園ではありませんので、そうした中で実際に今現在利用されている方へのアプローチをこれからしていく、今もしていることを御報告させていただきます。またその利用者の方々から委員の皆さんへも何らかのアクションがある



かもしれないということで、今回この報告をさせていただいています。

そもそも論としまして、その跡地の活用については、今回の幼稚園、保育所については老朽化という一つの課題の整備でもございますので、そういった部分ではこの後の施設をこのまま使える状況にはないという判断の中で、一定には我々、大乘、それから東、今回の西幼稚園、これはまだ現役でございますけれども、来年の3月末にはこども園に集約された後のこの建物については、もう公共施設として利用することはできない、何らかの手を加えないと利用ができないという前提で、地域の方に説明をさせていただいています。

庁内においても公共目的で転用する・しないの決着はつけておまして、一定には公共目的でそのまま使う形で、公共目的での転用予定はないという結論づけをした上で、今現在地域の方に説明に出向くということにさせていただいておりますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今廃園、廃校になっているというのではない、その途中経過なのですが、だからこそ私が言っているのは、忠海とか吉名とかそういった教訓を生かして、やっぱり竹原市として市長部局と連携をとりながら、竹原市としても地域に説明をする場合、さっき言ったような今の施設は老朽化してもう使えませんよと、しかし今度は別のこういった代替案を示して、地域のにぎわいだけは何とか確保しますよということがいろんな要求を聞いたり、いろいろコンセンサスを図るのは時間がかかるでしょうけれども。

一つの市のたたき台としては、今の施設はそのまま使えません、だからこういった形で地域振興のために取り組んでいきたいというような、一つの前案なら前案を積極的に示さないと、なかなかさっき言ったような廃校になる、廃園になる、あとは今からプロジェクトをやるのよということではなかなか厳しいということで、市としての今、腹づもりといますか、公表できないのかどうかわかりませんが、そういった代替案まで示して地域振興だけは確保するよということは言えるのかどうかを確認しておきたい。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 代替案ということではなくて、今から自治会へ地元説明会が必要かどうかというのを、まず地域の自治会であったり自治組織の代表者の方々とお話をした上で、そういったもし地元説明会という場面が必要だという判断があれば、その場で地域の利用の要請であるとか情報というのを聞く場を設けるべきだと我々は思っています。

ちなみに、今松本委員がおっしゃっているのは、吉名、忠海のお話が出ましたけども、この学校跡地につきましても、昨年豪雨災害で少し取組は遅くはなりましたけども、それぞれの学校区において地元の方に集まっていただいて、実際使える建物、使えない建物を明確にしながら、市としては公共目的での転用は考えていません、今後公募をする形で地域の要望が吸収できるような形で公募をしてはどうかと考えていますというようなお話をさせていただいて、その中で地域の方からこういうふうに使いたい、部分的に使いたい、全体を使いたいというような要望をくみ上げている部分もございますので、当然幼稚園、保育所の跡地についても、そういった要望があればそれを踏まえた形で次の利用者の方に引き継ぎをするというのが、今最も考えられることではないかなというふうに考えています。

委員（松本 進君） 最後にします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと私今気になったのが、代替案とかいろんな市民の要望を聞いたりという一定の時間はかかる、やるとしたらかかるのですけれども、今ちょっと気になったのは、そういった説明会を開くかどうか、私は無条件と言ったらおかしいけれども、こういった一つの施設が、公の施設が一応なくなった場合を想定してどうするかという代替案とかいろんな地域の要望なんかを聞いてやる必要があるという面では、必ず住民の説明会は開かなくてはいけないという思いがあったのですが、そこは市の判断では、そういった判断によっては説明会さえも開かないこともあり得るのですか。ちょっとそこだけ。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） それは、施設で変わってくるというふうに考えております。

例えば、西幼稚園はまだ現役で、確かに地域の方々との行事のつながりもございますが、こと幼稚園に関して言いますと、大乘幼稚園、東幼稚園に関しては既に休園をしている状態で、今現在使っている方がいらっしゃる。まずは、この方々が今後4月以降、今年度どおり、今までどおりお貸しできるかわかりませんよという、まずそういうことをお伝えした中で、後は地域として今現在施設そのものがつながりが無い、行事に利用されていたり物を置いていたりするのはございますけども、そういった中で通園されている園児もいない状態の中で、必要かどうかというのをまず地域の方の御意見を聞いた上で判断する

ということで考えておりますので、そのように御理解をいただければと思います。

委員（松本 進君） ちょっとごめんなさい。もう一点、別の件で。ごめんなさい。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今の説明会のはそれでというお返事でしたから、説明会は是非開いてほしいのですけども。

もう一つ気になったのが、こういう統廃合によって今までの保育士です。それぞれ中通なり西幼稚園なり、その保育士に対する説明なり再雇用なり、そこの扱いはどうなるのですか。

委員（道法知江君） 幼稚園教諭。

委員（松本 進君） ごめんなさい、幼稚園教諭。

委員長（今田佳男君） 幼稚園ですね。

教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 現在の西幼稚園に勤務している正職と申しますか、幼稚園教諭については、そのままこども園の、今度は保育教諭という名称に変わろうと思っておりますけども、移行する予定でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 正職は今そうやって、今度は臨時とかそういったパートとかなんかはどうなるのですか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今現在、保育所と幼稚園全体の職員数、また臨時の職員数を含めて、こちらの方については今人事の方と我々も含めて、社会福祉課も含めて全体の人数調整をしているところでございますので、一定には、要するに3園がなくなって1つの園になるわけですから、その人員の部分については一定に整理をしていく必要があるという中で、今現在作業をしております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 特に、正職はそういう扱いでしょうけども、あとパートの分で、今3園あったものを1つにしたら人数が少なくなるよとかあるのでしょうか。そこは今のパートの人にもきちっと説明なり、パートだから、正職はそういう扱いで引き継ぐのでしょうか。パートの人なんかもきちっとそういう説明をして、働きたい希望というのかそういうことを含めたパートの職員の方の希望を聞いて、それに応えるような対応

といいますか、そこは配慮が要るのではないのかなという思いがあるのですが、そこはどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まだこども園そのものの体制が固まっておりませんので、ちょっとこの場ではその部分については、公表されている部分で申しますと、子ども子育て支援計画の中で、今回保育所と幼稚園、いわゆる就学前施設の集約の御説明はさせていただいておろうと思います。今回は、それに先行して竹原西保育所、中通保育所、竹原西幼稚園、これが集約をされて新たなこども園になる。その後、吉名保育所であったり竹原保育所であったり、東野保育所であったり、そういう部分が年度をずらしながら最終的には竹原エリアで1つのこども園になるという構想を持っておりますので、そうした将来も見ながら正職、臨時職も含めて体制の計画をつくっているところでございますので、そのように御理解をいただきたいと。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 1点だけ確認させてください。

先ほど次長から説明はこれからというお話もありましたけど、施設利用者への説明ということで、大石自治会、手をつなぐ育成会、竹工芸振興協会、大乘地区協働のまちづくりとありますが、話はこれからと思っておいてよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） これらの団体の代表者には、5月の下旬、25日前後で一旦お話ししております。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 了解というか、おおむね了承というかそんな感じで話は進んでいるのですか。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） どこの団体がどうというのは、ちょっとここでは申し上げられないのですが、一定には今まで無償だったからという御意見であったり、ほかを探さないといけないなあ、代替えが何かないかなという御意見ということで、今すぐどうこうということではないけれども、突然の御連絡になっては申しわけない

のでということでお話はさせていただいております。

以上です。

委員（山元経穂君） いいです。

委員長（今田佳男君） その他、質疑はございませんか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 跡地の問題はすごい大事になろうと思うのよ。なまじっか教育行政の中でそれを管理していくと云うたって、いわゆる得意分野ではないという認識があるので、いち早くそういうところの考え方を整理しておくという、市長の部局が、中川さんとも文科省へ行ったことがあるけど、やっていかないといけないわけだから、メリットの方が大きいという考え方をとっていけば、整合性を持って跡地の問題もきれいに片づけなさいというのは、それは理論的に、理屈の上ではすごく聞こえはいいのだけど、現実には小学校でも、誰かだったら私がやってやろうという人は皆無だから。やっぱり責任の方が重たくなる、お金はついてこないし。

だから、そこらあたりはどこかで見切りつけて、教育委員会の方も市長部局の方で考えてくださいよというのは、本来あるべき教育のことに専念していくということの方が大事だろうと思う。変な言い方になるのだけど、ごねごねごねごねしたって、はっきり言ってそういう課題はずっと先送りだから、全て。私を含めて。いくら言うても難しい面がある。言っておきます。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

委員（吉田 基君） そうするとは言われないけど。

教育委員会教育次長（中川隆二君） ありがとうございます。

今吉田委員おっしゃっていただいたとおり、我々としても学校を1つの失敗例として、幼稚園の部分については来年の廃園までには一定には財産移管をする方向で庁内協議に入っているということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（吉田 基君） いいです。

委員長（今田佳男君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、これで報告については終了いたします。

執行部の方は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

あともう一つあるのですが、このままいってもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それでは、今後の所管事務調査について協議を行ってまいります。

まず最初に、今日お配りしております6月28日の竹原中学校視察について、事務局の方から説明していただきます。

議会事務局主事（森田愛美君） 済みません。それでは、当日の大まかなスケジュールについて、私の方から説明させていただきます。

お配りしている資料には、13時20分から開会ということでお渡しをしておりますので、10分前の13時10分に市役所の玄関ロビーにお集まりくださいとさせていただいております。

その後、公用車2台、ワゴン車に乗りまして竹原中学校に到着しまして、13時20分から、まずは校舎の外壁工事のところを見学して、そちらについて説明を受けます。それから、13時15分から、そこで午後の授業が始まりますので、少しの間ではありますが、15分程度になるかと思いますが、授業風景を参観いただきまして、その後エアコン、空調設備について視察及び説明を受けていきます。その後、14時ごろ校長室に移動いたしまして、学校長の方から部活動について取組とか現状を報告していただきますので、そこで質問等あればこちらでしていただければと思っております。おおむね14時30分から14時40分ぐらいにこちらに帰ってまいりまして解散と考えております。

私の方からは以上です。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） その時は、空調はつけていただいたのを確認するのですか。

委員長（今田佳男君） 予定です。24日に竹原小学校が試験的にというのが、この間プレスリリースに出ましたので、つけられる状態であろうということで行きます。

委員（大川弘雄君） というのが、何か電気代の問題があって……。

委員長（今田佳男君） あと温度があるのです。何度以上ならつけるというのがあるので、その日の温度のこともあるのですけども。

委員（大川弘雄君） 議会が行っているのだからつけてもらえばいいけど、1回でもつけると年間の電気代に関わったりするとか聞いたので、僕らが行ったばっかきに電気代が高

くなっちゃいけないので。

委員長（今田佳男君）　そこは、中学校とか教育委員会と調整します。

委員（大川弘雄君）　できたら……。

委員長（今田佳男君）　実際につけてこういう状態でというのを見たいとは思っております。

あとはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君）　では、中学校の視察についてはこれで終わらせていただきます。

次に、秋の委員会の視察研修についてであります。前回お願いして希望がないというか申し出がなくて、時期だけは大体秋ということで、私の方で希望をしているのは、財政再建ということで大阪の泉佐野市が財政再建をどんどん進めているというふうなところがあるので、ここを中心にしてその近辺で、財政再建であればいろんな、この間ありましたけど、ネーミングライツとかいろんな、さっき出た廃校利用とかというふうなところも絡めて行けたら行きたいという希望を持っておりますので、ここがいいよというのがあれば、また申し出をしていただいて、ここはどうかというのが申し出していただいて、7月の委員会では決定して日程調整に入りたいと思っています。

それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君）　では、よろしく申し上げます。

委員（大川弘雄君）　それは、1泊2日の予定ですか。

委員長（今田佳男君）　1泊2日か2泊3日か。

委員（大川弘雄君）　2泊3日にはないですね。

委員長（今田佳男君）　場所が……。

委員（道法知江君）　視察先によってですよね。

委員長（今田佳男君）　視察先によって。

委員（道法知江君）　視察先によりけり。

委員長（今田佳男君）　距離がありますから。

委員（吉田 基君）　和歌山料理もうまいよの。

委員（大川弘雄君）　1泊2日……。

委員（吉田 基君）　ちょっと休憩にして雑談にすればいい。そしたら、みんなの意見が

出やすいでしょう。

委員長（今田佳男君） では、暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

午後1時58分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開します。

では、先ほど申しあげましたように関西地区でいろんなところがあれば御提言いただいて、日数についてはまた調整させて、事務局で作成しますので、やらせていただきたいと思います。

それから、さっき地方防災計画の関係で防災会議が開かれて、その報告があるというふうに内々で聞いております。報告を受けて、受けるがために委員会を再び開催するという形になろうかとは思いますが、その時はまた、7月の初旬、第2週ぐらいになるのではないかと考えているのですが、次の所管事務調査というふうな計画にしております。

今のお話を伺って、最終的に正副委員長において調整を行っていきたいと思います。

委員（吉田 基君） よろしくをお願いします。

委員長（今田佳男君） 次に、閉会中の継続審査の申し出についてですが、お手元に申出書案を配付しております。

1. 個別案件については当委員会の長期的なテーマであります財政健全化への取組について。また、7月の所管事務調査に予定しております防災・減災への取組についてと、期限は次回定例会の前日までといたしたいと思っております。全体案件については、記載のとおり申し出るように考えております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました……。

委員（道法知江君） 委員長、議員派遣の話は……。

委員長（今田佳男君） 議員派遣は一遍切ってから。

以上で本日予定をしておりました協議事項は終了いたしました。

その他、委員の方から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。



お疲れさまでした。

午後2時05分 閉会